

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

「若しくは所得税又は道府県民税に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県知事が事業税の賦課徴収について、市町村長に対し、事業税の納税義務者で道府県民税の納税義務がある個人が市町村長に提出した申告書又は市町村長が当該個人に係る道府県民税についてした賦課決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第七十三条の二第九項中「第七項を」第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに對して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行なわれないう場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者とみなして、これに對して不動産取得税を課する。

第七十三条の四第一項第一号中「日本電信電話公社」の下に、本州四国連絡橋公社を加える。
第七十三条の十四第一項中「百五十万円」を「二百三十万円」に改め、同条第四項中「農林漁業金融公庫法」又は「農林漁業金融公庫法」に改め、
「又は開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一条第一項の規定に基づく資金」を削る。
第七十三条の十五の二第二項中「五万円」を「十

万円」に、「十五万円」を「二十三万円」に、「八万円」を「十二万円」に改める。

第七十三条の二十四第一項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「新築した住宅」の下に「又は住宅を購入して譲渡する者で政令で定めるものが購入した住宅(新築された日から六月以内に購入された新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものに限り)」を加え、「当該住宅」を「これらの住宅」に改め、「新築された日」の下に「(当該購入した住宅にあつては、当該購入された日)」を加える。

第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の三第五項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七十三条の二十七の六の次に次の一条を加える。
(土地改良区の換地の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の七 道府県は、土地改良区が土地改良法第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に對して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 第七十三条の二十七の三第二項から第五項までの規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第七十三条の二十八第二項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改める。

第七十八条第一項第二号中「六百円」を「八百円」に改める。
第七十八条の二中「三分の一」を「二分の一」に改める。
第百二十四条の四第一項中「九百円」を「千二百円」に改める。

に改め、同条第二項中「四百五十円」を「六百円」に改める。

第百十四条の五第一項中「千八百円」を「二千四百円」に改める。
第百二十九条第三項中「千八百円」を「二千四百円」に、「九百円」を「千二百円」に改める。

第百四十九条中「四月及び十月」を「五月」に改める。
第百五十条第三項中「その異動があつた期(第一項の賦課期日後九月三十日までの期間又は十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下本条において同じ。)」までは「当該年度は、」に改め、「その異動があつた期の翌期からは異動後の自動車税の税率により、それぞれ期割をもつて算定した額の合計額により」を削り、同条第四項中「一の期の間を」第一項の賦課期日後に、「当該所有者の変更があつた期を」当該年度に、「当該期を」当該年度に改める。

第百五十一条第三項中「次の各号に掲げる期間内を」同項の賦課期日後翌年二月末日までの間」に改め、「当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り」を削り、各号を削る。

第百九十二条第一項第十一号中「扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有し、かつ、」を削り、イ及びロを次のように改める。

イ 夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの

ロ イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、合計所得金額が百五十万円以下であるもの

第百九十五条第一項第三号中「三十八万円」を「四十三万円」に改める。

第三百十四条の二第二項第六号中「十万円」を「十二万円」に、「十二万円」を「十四万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「十万円」を「十二万円」に改め、同項第十号中「十四万円」を「十五万円」に改め、同項第十一号中「十一万円」を「十二万円」(その者が老人扶養親族(扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者で障害者に該当しないもの)をいう。第三項及び第五項において同じ。))である場合には、十四万円」に改め、同条第二項中「十五万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「扶養親族を有する所得割の納税義務者に配偶者がいない場合」を「所得割の納税義務者に配偶者がなく、かつ、その者が老人扶養親族以外の扶養親族を有する場合に、」十二万円」を「十四万円」に改め、同条第五項中「若しくは扶養親族」を「若しくは老人扶養親族若しくはその他の扶養親族」に、「第百九十二条第一項第十一号」を「第百九十二条第一項第十一号イ」に改める。

第三百十四条の三第三項の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百万円」に改める。

第三百二十一条の八第四項中「当該法人税額を」当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)を」に改める。

第三百二十八条の三の表中「十五万円」を「三十万円」に、「四十万円」を「五十万円」に、「七十万円」を「八十万円」に、「百万円」を「百万円」に改める。

第三百四十八条第二項第六号の五中「第五号」を「第三号」に改め、同条第四項中「及び中央会」を「中央会及び水産業協同組合共済会」に改める。

第三百四十九条の三第二項中「又は日本国有鉄道」を「日本国有鉄道」に改め、「高架移設」の下に「又は政令で定める車庫の新設若しくは増設を加え、同条第四項中「又は租税特別措置法第四十

七九四

三、第一項の規定の適用を受ける同項の表の第三号に掲げる機械その他の設備を、租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する機械その他の設備又は公害の発生を抑止し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるものに改め、同条中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 本州四国連絡橋公団が所有し、かつ、直接本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第二十九条第一項第二号に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の三第二項中「ばい煙」の下に「若しくは産業廃棄物」を加え、同条に次の一項を加える。

25 石油開発公団が所有し、かつ、直接石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)第十九条第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税について、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の三の次に次の一条を加える。
(住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の三の二 もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供さ

れている土地で政令で定めるもの(前条の規定の適用を受けるものを除く。以下本条及び第三百八十四条において「住宅用地」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「前二条」を「第三百四十九条の二及び第三百四十九条の三」に改める。

第三百四十九条の五第一項中「前条まで」を「第三百四十九条の三、前条」に改める。

第三百五十一条中「八万円」を「十五万円」に、「五万円」を「八万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三百六十四条第三項及び第三百八十一条第六項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の三の二」を加え、「同条各項」を「これらの規定に改める」。

第三百八十四条を次のように改める。

第三百八十四条 市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、この所在及び面積、その上に存する家屋の床面積及び用途その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、その旨を申告させることができる。

第三百八十五条第一項中「第三百八十三条」を「前二条」に改める。

第三百八十六条中「第三百八十三条」の下に「又は第三百八十四条」を加える。

第三百八十九条第一項中「第三百四十九条の三」の下に「又は第三百四十九条の三の二」を加え、「同条各項」を「これらの規定に改める」。

第四百八十九条第一項第十三号中「焼成りん肥」を削り、同項第十九号中「セメント」を「人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限る。及びセメントに改め、同項第二十二号の五中「限る」の下に「及びブルグム」を加え、同条第二項中「人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限る。ブルグム、」を削り、「及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)」を「アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。及び無水マレイン酸」に改め、同条第十五項を第十六項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 社会福祉事業法第二十条第二項各号に規定する施設で政令で定めるもの及び身体障害者福祉協会の法第七十七条第一号に規定する施設において、これらの施設の入所者等に対して保護、養護その他必要な措置を講ずるために直接使用する電気又はガスで政令で定めるものに対しては、電気ガス税を課することができない。

第四百九十条中「百分の七」を「百分の六」に改め、第四百九十条の二第一項中「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千円」に改める。

第五百八十五条から第六百六十八条までを削る。

第三章中第八節を第九節とし、第七節の次に次の一節を加える。

第八節 特別土地保有税

第一款 通則

(特別土地保有税の納税義務者等)
第五百八十五条 特別土地保有税は、土地又はそ

の取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者(以下本節において「土地の所有者等」という。)に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地(以下本節において「土地」という。)の所有者が所有する土地で昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの)については、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日)前に取得したものについては、適用しない。

4 特殊関係者(親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるものをいう。以下本項において「同じ」を有する者がある場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

5 第三百四十三条第七項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用を開始をもつて土地の取得し、当該埋立地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と、「同条」とあるのは「同法第二十三条」と読み替へるものとする。

(特別土地保有税の非課税)
第五百八十六条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団に対しては、特別土地保有税を課することができない。

2 市町村は、次の各号に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することが

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

七九六

できない。

一次に掲げる区域、地区又は地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む)。

イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十五条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ロ 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百六十六号)第二条第一項の規定により低開発地域工業開発地区として指定された区域

ハ 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する産炭地域のうち政令で定める区域

ニ 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第二百七十七号)第三条第四項又は第四条第三項の規定により新産業都市の区域として指定された区域

ホ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百十九号)第十二条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ヘ 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四十六号)第二条第一項に規定する工業整備特別地域

ト 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第十四条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

チ 過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区

リ 農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第二百二号)第五条第二項第一号に規定する工業導入地区のうち政令で定める地区

ヌ 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第一条第一項の規定により工業開発地区として指定された地区及び同法第二十三条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域

ル 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)第二条第二項に規定する誘導地域

二 一次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地

イ 鉱山保安法(昭和四十四年法律第九十八号)第二条第二項に規定する鉱山に設置する特定施設を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法第十二条第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、自治省令で定めるもの

ハ 高圧ガス取締法(昭和四十四年法律第六号)第三条第三号若しくは第三十七号の二又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十四年法律第三号)第三十一条第一項の規定による許可を受けた者のうち政令で定める高圧ガスの充てん又は販売の業を営む者で政令で定めるものが設置する障壁その他の構造物で自治省令で定めるもの

ニ 大気汚染防止法(昭和四十二年法律第七十号)第二条第三項に規定するばい煙処理施設又は同条第五項に規定する粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、自治省令で定めるもの

ホ 租税特別措置法(昭和四十三年法律第三号)に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる法人が、工業用水法(昭和四十二年法律第三号)第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法(昭和四十二年法律第三号)第三条第三項に規定する工業用水道又は下水道法(昭和四十二年法律第三号)第三条第一項に規定する水

道事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十二年法律第三号)第一条第一項に規定するごみ処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の油化処理施設を含む)で、自治省令で定めるもの

ト 悪臭防止法(昭和四十二年法律第三号)第二条に規定する悪臭物質の排出防止設備で自治省令で定めるもの

チ 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特定施設(鉱山保安法(昭和四十四年法律第九十八号)第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む)において発生する騒音を防止するための施設で自治省令で定めるもの

三 火薬類取締法(昭和四十二年法律第三号)第五条又は第十二条の規定による許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

四 公害防止事業団から公害防止事業団法(昭和四十二年法律第三号)第十八条第一号から第三号までに規定する施設の譲渡を受けた者が当該施設の用に供する土地

五 医療法(昭和四十二年法律第三号)第一条第一項に規定する病院の用に供する土地

六 農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものが、経営規模の拡大、農地若しくは林地の集団化又は農林漁業の経営の近代化を図るために取得してそれぞれ当該事業の用に供する農地、林地、採草放牧地その他の政令で定める土地

七 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業経営の近代化又は合理化のために設置する農林水産業者の共同利用に供する施設その他の農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で政令で定めるものの用に供する土地

八 農地法(昭和四十二年法律第三号)第二条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的とし

ない法人が取得して保有する農地、採草放牧地その他の政令で定める土地

九 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項に規定する卸売市場の用に供する土地及び同項に規定する卸売市場以外の生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるものの用に供する土地

十 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第五条の二第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十一年法律第二百二号)第二十条第一項に規定する特定業種に属する事業を行なう中小企業者を構成員とするこれらの規定に規定する商工組合等が作成してこれらの規定による承認を受けた中小企業構造改善計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十一 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第二百四十五号)第五条第一項に規定する特定下請組合が同項の規定による承認を受けた下請中小企業振興事業計画に基づき設置する同条第三項に規定する共同利用施設の用に供する土地

十二 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第二号)イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものを行なう者が都道府県又は中小企業振興事業団から同号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受け

て当該事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地

十三 特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)第二条第二項に規定する者(特定紡績事業者を除く)が作成して同法第十六条第一項、第十七条の二第一項又は第十七条の三第一項の規定による承認を受けた構造改善事業計画に基づく構造改善事業の用に供する土地

十四 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第十四条

第一項の規定による承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立された法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上のために新たに取得する土地で政令で定めるもの

十五 熱供給事業法第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者が同法第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する土地で政令で定めるもの

十六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置された同法第五条第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に規定する施設で政令で定めるもの又は当該地区外に設置された道路貨物運送業若しくは倉庫業の用に供するこれらの規定に規定する施設で政令で定めるものの用に供する土地

十七 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項の規定による勤労者の持家として分譲する住宅の新築（新築の住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本号において同じ。）のための資金の貸付けを受けて同項の事業主若しくは事業主団体又は日本勤労者住宅協会が新築をする当該住宅の用に供する土地

十八 一の住宅（もつぱら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。）に係る第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地（次号及び第二十号に掲げるものを除くものとし、その面積が政令で定める面積に満たないものに限り。）

十九 貸家の用（貸家の所有者の使用人又は従業員者の居住の用を含む。）に供する住宅で政令で定めるもの（以下本号において「貸家住宅」とする。）

といる。）又は中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅（貸家住宅であるものを除くものとし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限り。）で政令で定めるものの用に供する土地

二十 都市計画法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区又は同項第四号に規定する特定街区の区域内におけるこれらの区域に関する都市計画において定める同条第二項第二号ニ又はホに規定する事項に適合している建築物の敷地の用に供する土地

二十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業の施行者（国又は地方公共団体を除く。）が当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十二 日本住宅公団が新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第三項の規定により新東京国際空港公園が買い入れて保有する土地

二十四 租税特別措置法第四十条第一項に規定する公益を目的とする事業を営む法人が同項の規定に該当する贈与又は遺贈により取得して当該事業の用に供する土地で政令で定めるもの

二十五 地方交付税法第十四条の二各号に掲げる土地で政令で定めるもの

二十六 土地収用法第三条第一号に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道、同条第八

号から第十号まで、第十二号、第十五号の二若しくは第十八号に掲げる施設で政令で定めるもの、同条第十七号若しくは第十七号の三に掲げる施設（これらの施設に関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものを含む。）又は同条第十七号の二に掲げる施設の用に供する土地

二十七 第三百四十八条第二項の規定の適用がある土地（第五号に掲げるものを除く。）

二十八 土地でその取得が第七十三条の四第一項又は第七十三条の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある取得に該当するもの（第五号、第二十一号及び前号に掲げるものを除く。）

二十九 前各号に掲げるものを除くほか、当該市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即する用途であるとして当該市町村の条例で定める用途に供する土地

三十 共有物である第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地については、当該住宅用地の共有者のそれぞれが当該共有地に係る持分の割合に応ずる土地を取得した、又は所有するものとみなして、前項第十八号の規定を適用する。

三十一 第二項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日（同項第三号の特別土地保有税にあっては、同項の規定により申告納付すべき日の属する年の七月一日）の現況によるものとする。

三十二 第五百八十七条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

三十三 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定

定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに對しては、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課することができない。

（特別土地保有税に係る徴税吏員の質問検査権）第五百八十八条 市町村の徴税吏員は、特別土地保有税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類その他の物件を検査することができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は前号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別土地保有税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者

四 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三十四 特別土地保有税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百十三条第六項の定めるところによる。

三十五 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

三十六 特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪）第五百八十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答

弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(特別土地保有税の納税管理人)

第五百九十条 特別土地保有税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを市町村長に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合においても、また、同様とする。

(特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)

第五百九十一条 前条の規定によつて申告すべき納税管理人について虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百九十二条 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が第五百九十条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率

(特別土地保有税の課税標準)

第五百九十三条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償又は著しく低い価額による土地の取得

の他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

(特別土地保有税の税率)

第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

(特別土地保有税の免税地)

第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第一号の市にあつては、当該市町村の区域)内において、第五百九十九条第一号の特別土地保有税にあつては、その者が一月一日に所有する土地(第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、同項第二号の特別土地保有税にあつては、その者が一月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、同項第三号の特別土地保有税にあつては、その者が七月一日以前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域 二 千平方メートル
二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。) 五 千平方メートル
三 その他の市町村の区域 一 万平方メートル
(特別土地保有税の税額)

第五百九十六条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第五百九十九条第一号の特別土地保有税、同条第二号第一号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該

額を限度として、同号の土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額

二 第五百九十九条第一号又は第二号又は第三号の特別土地保有税、それぞれ、同条第二号第二号又は第三号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に対して第七十三条の二の規定により道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(第五百九十九条第一号第二号又は第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第五百八十五条第五項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額)に百分の三を乗じて得た額の合計額を控除した額

(政令への委任)

第五百九十七条 前四条に定めるもののほか、市町村の設置分合若しくは境界変更又は都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定若しくは変更があつた場合の第五百九十五条の基準面積の特例、前条の規定による特別土地保有税の税額の算定の細目その他前四条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

(特別土地保有税の徴収の方法)

第五百九十八条 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(特別土地保有税の申告納付)

第五百九十九条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に

提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

一 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税、その年の五月三十一日

二 一月一日以前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税、その年の二月末日

三 七月一日以前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税、その年の八月三十一日

前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

一 前項第一号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が一月一日において所有する土地(第五百八十六条又は第五百八十七条の規定の適用がある土地を除く。以下本項において同じ。)の取得価額の合計額

二 前項第二号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地(当該土地の取得について土地の取得に対して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。)の取得価額の合計額

三 前項第三号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地(当該土地の取得について土地の取得に対して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。)の取得価額の合計額

(特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付)

第六百条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第六百六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定

によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第六百六条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならぬ。

(特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百一条 市町村は、土地の所有者等がその所有する土地を第五百八十六條第二項の規定の適用がある土地(同項第八号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号から第二十五号までに掲げる土地、同項第二十七号に掲げる土地のうち第三百四十八條第二項第一号、第二号の二、第七号又は第八号に掲げる土地に該当するもの、第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地のうちその取得が第七十三條の五第一項又は第二項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六條第二項第二十九号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下本条において「非課税土地」といふ)として使用しようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間(工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常二年をこえることその他の期間を延長することにつきやむをえない理由があると市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本条において「納税義務の免除に係る期間」といふ)内に当該土地を非課税土地として使用し、かつ、当該使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第三項及び

第七項において同じ。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の場合において、市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該土地を非課税土地として使用することができないと認めるときは、土地の所有者等からの申請により、一年以内の期間を限り、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 市町村長は、第一項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限り、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならぬ。

4 市町村長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合には、当該延長された期間を限り、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合において、前項後段の規定を準用する。

5 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第三項後段(第四項後段において準用する場合を含む。)の規定による担保について準用する。

7 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

9 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項の認定及び確認の手續その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百二条 市町村は、土地の所有者等が当該土地につき租税特別措置法第二十八條の六第二項第一号若しくは第三号から第七号まで又は第六十三條第三項第一号若しくは第三号から第七号までの規定に該当する譲渡で政令で定めるものをしようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間(大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年をこえることその他の期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」といふ)内に土地の所有者等が当該土地につき当該譲渡をし、かつ、当該譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

第六百三条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三條の二十七の二から第七十三條の二十七の四までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 市町村長は、土地の所有者等から前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から二年以内で政令で定める期間を限り、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

4 第六百一条第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(特別土地保有税の脱税に関する罪)

第六百四条 偽りその他不正の行為によつて特別

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

土地保有税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免れた税額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、本条の罰金刑を科する。

(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)

第六百五条 市町村長が特別土地保有税の賦課徴収について、政府に對し、特別土地保有税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務がある個人若しくは法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人若しくは法人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(特別土地保有税の更正又は決定)

第六百六条 市町村長は、第五百九十九条第一項の申告書(以下本節において「申告書」という。)又は第六百条第二項の修正申告書(以下本節において「修正申告書」という。)の提出があつた場

合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第六百七条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第五百九十九条第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(前項の納期限

(第六百一条第三項及び第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。))又は第六百三条第三項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。)までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する特別土地保有税の延滞金)

第六百八条 特別土地保有税の納税者は、第五百九十九条第一項の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に應じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額(第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。)当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

八〇〇

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第六百一条第三項及び第四項(これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。))又は第六百三条第三項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 市町村長は、納税者が第五百九十九条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。))において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により

増加した税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならぬ。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百六条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百六条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、

その提出が当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条の規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

(特別土地保有税の重加算金)

第六百十条 前条第一項の規定に該当する場合には、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正により増加した税額に百分の三十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項の不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定に該当する場合には、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第三項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しないものとする。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(特別土地保有税に係る督促)

第六百十一条 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百十三条第三項において同じ。）までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(特別土地保有税に係る督促手数料)

第六百十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分)

第六百十三条 特別土地保有税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差

し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行なわれた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならぬ。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができぬ。

6 前各項に定めるもののほか、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行なうことができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百十四條 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の義務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百十五條 次の各号の一に該当する者は、十

万円以下の罰金に処する。

一 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六百十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行なう市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第五款 犯則取締

(特別土地保有税に係る犯則事件に関する国税犯則取締法の準用)

第六百十六條 特別土地保有税に関する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第六百十七條 前条の場合において、国税局長の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長が、税務署長の職務は市町村長又は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長がそれぞれ行ない、国税局の税務官吏の職務は地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の長がその職務を定めて指定するその市の徴税吏員が、税務署の税務官吏の職務は市町村長がその職務を定めて指定する市町村の徴税吏員がそれぞれ行なうものとする。この場合において、地方自治法第二百五十二條の十九第

一項の市の長は、特別土地保有税に関する犯則事件が地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の事務所の長が税務署長の職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行なうことができる。

第六百十八條 第六百十六條の場合において、国税犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の特別土地保有税に関する犯則事件の調査についてのみ、かつ、当該市の区域内に限る限り、これを準用する。

第六百十九條 第六百十六條の場合において、税務官吏の職務を行なう者は、その所属する市町村の区域外においても特別土地保有税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第六百二十條 第六百十六條の場合において、特別土地保有税に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とする。

第六百二十一條から第六百六十八條まで 削除

第七百二條第二項中「第十二項」の下に、「第十四項を加える。

第七百三十四條第一項中「第五條第二項第二号」の下に「及び第八号」を、「第三章第二節」の下に「及び第八節を加える。

第七百三十六條第一項中「七 木材引取税」を「七 木材引取税」に改める。

第七百三十七條に次の一項を加える。

2 特別土地保有税に関する規定の都に対する準用については、特別区の区域は、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区の区域とみなす。

附則第六條中「昭和四十八年度までの六年度分」を「昭和五十三年度までの各年度分」に、「第二十五條の二第一項」を「第二十五條第一項」に改める。

附則第八條第一項を削り、同条第二項を同条とす。

附則第九條第一項中「第六十六條の二」を「第六十六條」に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項」を削る。

附則第十條中第一項を削り、第二項を第一項とし、同項の次に次の一項を加え、第三項及び第四項を削る。

2 道府県は、港務法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが、コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港務施設の用に供する船舶の係留に係る特定用途港務施設の用に供する船舶で政令で定めるもの又は自動車航送船の係留に係る特定用途港務施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が、当該コンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港務施設に係るものにあつては昭和五十二年三月三十一日までに、当該自動車航送船の係留に係る特定用途港務施設に係るものにあつては昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限る、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十一條第六項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

9 消防法第七十七條第一項に規定する防火対象物で政令で定めるものに該当する家屋が建築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたとき限り、当該家屋のうち消火設備及び火災報知設備で自治省令で定めるものの価格に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十五條第二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第三項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十七年度」

十六條に改め、同条第四項中「並びに地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)附則第五十二條第三項及び第四項」を削る。

を「昭和五十年年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「昭和四十八年一月一日」を「昭和五十一年一月一日」に改め、「若しくは第十三項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十二年一月一日までの間に取得したコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港務施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十一項を次のように改める。

11 港務法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る資金の貸付けを受けた者で政令で定める要件に該当するものが昭和四十七年一月二日から昭和五十年一月一日までの間に取得した自動車航送船の係留に係る特定用途港務施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十七条第六号中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。

附則第十八条の見出し中「以降」を「から昭和四十九年度まで」に改める。

十九年度までに改め、同条第一項中「宅地等に係る昭和四十一年度以降を「宅地等(次条の規定の適用を受けるものを除く)」に係る昭和四十一年度から昭和四十九年度まで」に改め、同条第二項中「年度の区分」の下に「昭和四十九年度までの各年度に係る区分とする。以下第七項までにおいて同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

8 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該各年度分の宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に昭和四十八年度においては百分の十五、昭和四十九年度においては百分の三十をそれぞれ乗じて得た額を当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

附則第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地(第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ)以外の宅地等(以下「非住宅用地」という)で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 昭和四十八年度分の固定資産税について前

条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

2 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれか多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

3 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る当該各年度分の固定資産税に係る前二項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

4 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の交換等があるもの(第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものに限るものとし、前項の規定の適用を受けるものを除く)に係る当該各年度分の固定資産税に係る第一項及び第二項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該非住宅用地に係る地目の交換等があつたものとみなす。

第十八条の三 昭和四十九年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地から住宅用地への変更又は住宅用地から法人の所有する非住宅用地への変更がある宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る前二条の規定の適用については、当該宅地等は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

2 昭和四十九年度に係る賦課期日において所有者の法人から個人への変更又は個人から法人への変更がある非住宅用地に係る当該各年度分の固定資産税に係る前条の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ個人の所有する非住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第二十条中「第九項」の下に、「第十四項」を加え、「又は第十九項」を「若しくは第十九項又は附則第十五条第十項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第十八条又は附則第十八条の二の場合において、当該宅地等が昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分の固定資産税について第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等に係る附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の固定資産税の課税標準となるべき価格は、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき価格に第三百四十九条の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五条第十項に規定する率を乗じて得た額とする。

附則第二十二條第四項中「第十八条第一項」の下に「若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項」を加える。

附則第二十三條中「第十八条第一項」を「第十八

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項、に、「第十八条第一項の」を「第十八条第一項若しくは第八項の」に、「についてはその前年度分の固定資産税の課税標準額に同項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を」と又は附則第十八条の二第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける非住宅用地(以下「調整対象非住宅用地」という。)については

これらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に改める。

附則第二十七条中「第九項の下に」、「第十四項」を加え、「又は第二十項」を「若しくは第十九項又は附則第十五条第十項」に改める。

附則第二十八条第一項の表以外の部分中「第十八条第一項の下に」若しくは第八項、附則第十八条の二第一項若しくは第二項を加え、同項の表

調整対象宅地等		当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	宅地等比準価格
昭和四十八年度		当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該調整対象宅地等の附則第十八条第一項の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額又は当該調整対象宅地等の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額のうちいずれか多い額	
昭和四十九年度		当該調整対象宅地等(附則第十八条第八項の規定の適用を受けるものに限る。)の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の三十を乗じて得た額	

附則第二十八条第一項の表中調整対象宅地等の項の次に次のように加える。

調整対象非住宅用地		当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	宅地等比準価格
昭和四十八年度		当該調整対象非住宅用地の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を控除した額	
昭和四十九年度		法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額、個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額	

附則第三十条中「調整対象宅地等」の下に、「調整対象非住宅用地」を加える。

附則第三十二条を次のように改める。

(自動車取得税の非課税等)

第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が一般乗合用のバスで自治省令で定める要件に該当するものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十二年三月三十一日までに完了したときに限り、第六百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

2 次の各号に掲げる期間内に取得された自動車で道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するもののうち自治省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率

3 前項の規定は、運輸大臣が政令で定めるところにより環境庁長官と協議のうえ指定した自動車で当該指定の日から同項第一号に規定する法令の公布の日(その日が昭和四十九年三月三十一日後である場合には、同日)までの間に取得されたものの取得に対して課する自動車取得税の税率について準用する。この場合において、同項中「当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率」とあるのは、「百分の一」と読み替えるものとする。

は、第六百九十九条の八の規定にかかわらず、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日の翌日から昭和四十九年三月三十一日までの間 百分の一

二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日までの間 百分の二

別表第二を次のように改める。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	102,000	900	274,000	278,000	2,460
			102,000	104,000	910	278,000	282,000	2,500
6,000	8,000	50	104,000	106,000	930	282,000	286,000	2,530
8,000	10,000	70	106,000	108,000	950	286,000	290,000	2,570
			108,000	110,000	970	290,000	294,000	2,610
10,000	12,000	90	110,000	112,000	990	294,000	298,000	2,640
12,000	14,000	100	112,000	114,000	1,000	298,000	302,000	2,680
14,000	16,000	120	114,000	116,000	1,020	302,000	306,000	2,710
16,000	18,000	140	116,000	118,000	1,040	306,000	310,000	2,750
18,000	20,000	160	118,000	120,000	1,060	310,000	314,000	2,790
20,000	22,000	180	120,000	122,000	1,080	314,000	318,000	2,820
22,000	24,000	190	122,000	124,000	1,090	318,000	322,000	2,860
24,000	26,000	210	124,000	126,000	1,110	322,000	326,000	2,890
26,000	28,000	230	126,000	130,000	1,130	326,000	330,000	2,930
28,000	30,000	250	130,000	134,000	1,170	330,000	334,000	2,970
30,000	32,000	270	134,000	138,000	1,200	334,000	338,000	3,000
32,000	34,000	280	138,000	142,000	1,240	338,000	342,000	3,040
34,000	36,000	300	142,000	146,000	1,270	342,000	346,000	3,070
36,000	38,000	320	146,000	150,000	1,310	346,000	350,000	3,110
38,000	40,000	340	150,000	154,000	1,350	350,000	354,000	3,150
40,000	42,000	360	154,000	158,000	1,380	354,000	358,000	3,180
42,000	44,000	370	158,000	162,000	1,420	358,000	362,000	3,220
44,000	46,000	390	162,000	166,000	1,450	362,000	366,000	3,250
46,000	48,000	410	166,000	170,000	1,490	366,000	370,000	3,290
48,000	50,000	430	170,000	174,000	1,530	370,000	374,000	3,330
50,000	52,000	450	174,000	178,000	1,560	374,000	378,000	3,360
52,000	54,000	460	178,000	182,000	1,600	378,000	382,000	3,400
54,000	56,000	480	182,000	186,000	1,630	382,000	386,000	3,430
56,000	58,000	500	186,000	190,000	1,670	386,000	390,000	3,470
58,000	60,000	520	190,000	194,000	1,710	390,000	396,000	3,510
60,000	62,000	540	194,000	198,000	1,740	396,000	402,000	3,560
62,000	64,000	550	198,000	202,000	1,780	402,000	408,000	3,610
64,000	66,000	570	202,000	206,000	1,810	408,000	414,000	3,670
66,000	68,000	590	206,000	210,000	1,850	414,000	420,000	3,720
68,000	70,000	610	210,000	214,000	1,890	420,000	426,000	3,780
70,000	72,000	630	214,000	218,000	1,920	426,000	432,000	3,830
72,000	74,000	640	218,000	222,000	1,960	432,000	438,000	3,880
74,000	76,000	660	222,000	226,000	1,990	438,000	444,000	3,940
76,000	78,000	680	226,000	230,000	2,030	444,000	450,000	3,990
78,000	80,000	700	230,000	234,000	2,070	450,000	456,000	4,050
80,000	82,000	720	234,000	238,000	2,100	456,000	462,000	4,100
82,000	84,000	730	238,000	242,000	2,140	462,000	468,000	4,150
84,000	86,000	750	242,000	246,000	2,170	468,000	474,000	4,210
86,000	88,000	770	246,000	250,000	2,210	474,000	480,000	4,260
88,000	90,000	790	250,000	254,000	2,250	480,000	486,000	4,320
90,000	92,000	810	254,000	258,000	2,280	486,000	492,000	4,370
92,000	94,000	820	258,000	262,000	2,320	492,000	498,000	4,420
94,000	96,000	840	262,000	266,000	2,350	498,000	504,000	4,480
96,000	98,000	960	266,000	270,000	2,390	504,000	510,000	4,530
98,000	100,000	880	270,000	274,000	2,430	510,000	516,000	4,590

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	4,640	828,000	836,000	8,470	1,228,000	1,236,000	14,900
522,000	528,000	4,690	836,000	844,000	8,580	1,236,000	1,244,000	15,040
528,000	534,000	4,750	844,000	852,000	8,690	1,244,000	1,252,000	15,190
534,000	540,000	4,800	852,000	860,000	8,800	1,252,000	1,260,000	15,330
540,000	546,000	4,860	860,000	868,000	8,910	1,260,000	1,268,000	15,480
546,000	552,000	4,910	868,000	876,000	9,010	1,268,000	1,276,000	15,620
552,000	558,000	4,960	876,000	884,000	9,120	1,276,000	1,284,000	15,760
558,000	564,000	5,020	884,000	892,000	9,230	1,284,000	1,292,000	15,910
564,000	570,000	5,070	892,000	900,000	9,340	1,292,000	1,300,000	16,050
570,000	576,000	5,130	900,000	908,000	9,450	1,300,000	1,310,000	16,200
576,000	582,000	5,180	908,000	916,000	9,550	1,310,000	1,320,000	16,380
582,000	588,000	5,230	916,000	924,000	9,660	1,320,000	1,330,000	16,560
588,000	594,000	5,290	924,000	932,000	9,770	1,330,000	1,340,000	16,740
594,000	600,000	5,340	932,000	940,000	9,880	1,340,000	1,350,000	16,920
600,000	606,000	5,400	940,000	948,000	9,990	1,350,000	1,360,000	17,100
606,000	612,000	5,480	948,000	956,000	10,090	1,360,000	1,370,000	17,280
612,000	618,000	5,560	956,000	964,000	10,200	1,370,000	1,380,000	17,460
618,000	624,000	5,640	964,000	972,000	10,310	1,380,000	1,390,000	17,640
624,000	630,000	5,720	972,000	980,000	10,420	1,390,000	1,400,000	17,820
630,000	636,000	5,800	980,000	988,000	10,530	1,400,000	1,410,000	18,000
636,000	642,000	5,880	988,000	996,000	10,630	1,410,000	1,420,000	18,180
642,000	648,000	5,960	996,000	1,004,000	10,740	1,420,000	1,430,000	18,360
648,000	654,000	6,040	1,004,000	1,012,000	10,870	1,430,000	1,440,000	18,540
654,000	660,000	6,120	1,012,000	1,020,000	11,010	1,440,000	1,450,000	18,720
660,000	666,000	6,210	1,020,000	1,028,000	11,160	1,450,000	1,460,000	18,900
666,000	672,000	6,290	1,028,000	1,036,000	11,300	1,460,000	1,470,000	19,080
672,000	678,000	6,370	1,036,000	1,044,000	11,440	1,470,000	1,480,000	19,260
678,000	684,000	6,450	1,044,000	1,052,000	11,590	1,480,000	1,490,000	19,440
684,000	690,000	6,530	1,052,000	1,060,000	11,730	1,490,000	1,500,000	19,620
690,000	696,000	6,610	1,060,000	1,068,000	11,880	1,500,000	1,510,000	19,800
696,000	702,000	6,690	1,068,000	1,076,000	12,020	1,510,000	1,520,000	19,980
702,000	708,000	6,770	1,076,000	1,084,000	12,160	1,520,000	1,530,000	20,160
708,000	714,000	6,850	1,084,000	1,092,000	12,310	1,530,000	1,540,000	20,340
714,000	720,000	6,930	1,092,000	1,100,000	12,450	1,540,000	1,550,000	20,520
720,000	726,000	7,020	1,100,000	1,108,000	12,600	1,550,000	1,560,000	20,700
726,000	732,000	7,100	1,108,000	1,116,000	12,740	1,560,000	1,570,000	20,880
732,000	738,000	7,180	1,116,000	1,124,000	12,880	1,570,000	1,580,000	21,060
738,000	744,000	7,260	1,124,000	1,132,000	13,030	1,580,000	1,590,000	21,240
744,000	750,000	7,340	1,132,000	1,140,000	13,170	1,590,000	1,600,000	21,420
750,000	756,000	7,420	1,140,000	1,148,000	13,320	1,600,000	1,610,000	21,600
756,000	762,000	7,500	1,148,000	1,156,000	13,460	1,610,000	1,620,000	21,820
762,000	768,000	7,580	1,156,000	1,164,000	13,600	1,620,000	1,630,000	22,050
768,000	774,000	7,660	1,164,000	1,172,000	13,750	1,630,000	1,640,000	22,270
774,000	780,000	7,740	1,172,000	1,180,000	13,890	1,640,000	1,650,000	22,500
780,000	788,000	7,830	1,180,000	1,188,000	14,040	1,650,000	1,660,000	22,720
788,000	796,000	7,930	1,188,000	1,196,000	14,180	1,660,000	1,670,000	22,950
796,000	804,000	8,040	1,196,000	1,204,000	14,320	1,670,000	1,680,000	23,170
804,000	812,000	8,150	1,204,000	1,212,000	14,470	1,680,000	1,690,000	23,400
812,000	820,000	8,260	1,212,000	1,220,000	14,610	1,690,000	1,700,000	23,620
820,000	828,000	8,370	1,220,000	1,228,000	14,760	1,700,000	1,710,000	23,850

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	24,070	2,210,000	2,220,000	35,370	2,710,000	2,720,000	48,870
1,720,000	1,730,000	24,300	2,220,000	2,230,000	35,640	2,720,000	2,730,000	49,140
1,730,000	1,740,000	24,520	2,230,000	2,240,000	35,910	2,730,000	2,740,000	49,410
1,740,000	1,750,000	24,750	2,240,000	2,250,000	36,180	2,740,000	2,750,000	49,680
1,750,000	1,760,000	24,970	2,250,000	2,260,000	36,450	2,750,000	2,760,000	49,950
1,760,000	1,770,000	25,200	2,260,000	2,270,000	36,720	2,760,000	2,770,000	50,220
1,770,000	1,780,000	25,420	2,270,000	2,280,000	36,990	2,770,000	2,780,000	50,490
1,780,000	1,790,000	25,650	2,280,000	2,290,000	37,260	2,780,000	2,790,000	50,760
1,790,000	1,800,000	25,870	2,290,000	2,300,000	37,530	2,790,000	2,800,000	51,030
1,800,000	1,810,000	26,100	2,300,000	2,310,000	37,800	2,800,000	2,810,000	51,300
1,810,000	1,820,000	26,320	2,310,000	2,320,000	38,070	2,810,000	2,820,000	51,570
1,820,000	1,830,000	26,550	2,320,000	2,330,000	38,340	2,820,000	2,830,000	51,840
1,830,000	1,840,000	26,770	2,330,000	2,340,000	38,610	2,830,000	2,840,000	52,110
1,840,000	1,850,000	27,000	2,340,000	2,350,000	38,880	2,840,000	2,850,000	52,380
1,850,000	1,860,000	27,220	2,350,000	2,360,000	39,150	2,850,000	2,860,000	52,650
1,860,000	1,870,000	27,450	2,360,000	2,370,000	39,420	2,860,000	2,870,000	52,920
1,870,000	1,880,000	27,670	2,370,000	2,380,000	39,690	2,870,000	2,880,000	53,190
1,880,000	1,890,000	27,900	2,380,000	2,390,000	39,960	2,880,000	2,890,000	53,460
1,890,000	1,900,000	28,120	2,390,000	2,400,000	40,230	2,890,000	2,900,000	53,730
1,900,000	1,910,000	28,350	2,400,000	2,410,000	40,500	2,900,000	2,910,000	54,000
1,910,000	1,920,000	28,570	2,410,000	2,420,000	40,770	2,910,000	2,920,000	54,270
1,920,000	1,930,000	28,800	2,420,000	2,430,000	41,040	2,920,000	2,930,000	54,540
1,930,000	1,940,000	29,020	2,430,000	2,440,000	41,310	2,930,000	2,940,000	54,810
1,940,000	1,950,000	29,250	2,440,000	2,450,000	41,580	2,940,000	2,950,000	55,080
1,950,000	1,960,000	29,470	2,450,000	2,460,000	41,850	2,950,000	2,960,000	55,350
1,960,000	1,970,000	29,700	2,460,000	2,470,000	42,120	2,960,000	2,970,000	55,620
1,970,000	1,980,000	29,920	2,470,000	2,480,000	42,390	2,970,000	2,980,000	55,890
1,980,000	1,990,000	30,150	2,480,000	2,490,000	42,660	2,980,000	2,990,000	56,160
1,990,000	2,000,000	30,370	2,490,000	2,500,000	42,930	2,990,000	3,000,000	56,430
2,000,000	2,010,000	30,600	2,500,000	2,510,000	43,200	3,000,000	3,010,000	56,700
2,010,000	2,020,000	30,820	2,510,000	2,520,000	43,470	3,010,000	3,020,000	57,010
2,020,000	2,030,000	31,050	2,520,000	2,530,000	43,740	3,020,000	3,030,000	57,330
2,030,000	2,040,000	31,270	2,530,000	2,540,000	44,010	3,030,000	3,040,000	57,640
2,040,000	2,050,000	31,500	2,540,000	2,550,000	44,280	3,040,000	3,050,000	57,960
2,050,000	2,060,000	31,720	2,550,000	2,560,000	44,550	3,050,000	3,060,000	58,270
2,060,000	2,070,000	31,950	2,560,000	2,570,000	44,820	3,060,000	3,070,000	58,790
2,070,000	2,080,000	32,170	2,570,000	2,580,000	45,090	3,070,000	3,080,000	58,900
2,080,000	2,090,000	32,400	2,580,000	2,590,000	45,360	3,080,000	3,090,000	59,220
2,090,000	2,100,000	32,620	2,590,000	2,600,000	45,630	3,090,000	3,100,000	59,530
2,100,000	2,110,000	32,850	2,600,000	2,610,000	45,900	3,100,000	3,110,000	59,850
2,110,000	2,120,000	33,070	2,610,000	2,620,000	46,170	3,110,000	3,120,000	60,160
2,120,000	2,130,000	33,300	2,620,000	2,630,000	46,440	3,120,000	3,130,000	60,480
2,130,000	2,140,000	33,520	2,630,000	2,640,000	46,710	3,130,000	3,140,000	60,790
2,140,000	2,150,000	33,750	2,640,000	2,650,000	46,980	3,140,000	3,150,000	61,110
2,150,000	2,160,000	33,970	2,650,000	2,660,000	47,250	3,150,000	3,160,000	61,420
2,160,000	2,170,000	34,200	2,660,000	2,670,000	47,520	3,160,000	3,170,000	61,740
2,170,000	2,180,000	34,420	2,670,000	2,680,000	47,790	3,170,000	3,180,000	62,050
2,180,000	2,190,000	34,650	2,680,000	2,690,000	48,060	3,180,000	3,190,000	62,370
2,190,000	2,200,000	34,870	2,690,000	2,700,000	48,330	3,190,000	3,200,000	62,680
2,200,000	2,210,000	35,100	2,700,000	2,710,000	48,600	3,200,000	3,210,000	63,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以 上 未 満						以 上 未 満						以 上 未 満					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,210,000	3,220,000	63,310	3,660,000	3,670,000	77,490	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.05%を乗じて 算出した金額か ら86,300円を控 除した金額									
3,220,000	3,230,000	63,630	3,670,000	3,680,000	77,800												
3,230,000	3,240,000	63,940	3,680,000	3,690,000	78,120												
3,240,000	3,250,000	64,260	3,690,000	3,700,000	78,430												
3,250,000	3,260,000	64,570	3,700,000	3,710,000	78,750												
3,260,000	3,270,000	64,890	3,710,000	3,720,000	79,060	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.5%を乗じて 算出した金額か ら150,300円を 控除した金額									
3,270,000	3,280,000	65,200	3,720,000	3,730,000	79,380												
3,280,000	3,290,000	65,520	3,730,000	3,740,000	79,690												
3,290,000	3,300,000	65,830	3,740,000	3,750,000	80,010												
3,300,000	3,310,000	66,150	3,750,000	3,760,000	80,320												
3,310,000	3,320,000	66,460	3,760,000	3,770,000	80,640	20,000,000	40,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 4.95%を乗じて 算出した金額か ら240,300円を 控除した金額									
3,320,000	3,330,000	66,780	3,770,000	3,780,000	80,950												
3,330,000	3,340,000	67,090	3,780,000	3,790,000	81,270												
3,340,000	3,350,000	67,410	3,790,000	3,800,000	81,580												
3,350,000	3,360,000	67,720	3,800,000	3,810,000	81,900												
3,360,000	3,370,000	68,040	3,810,000	3,820,000	82,210	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.4%を乗じて 算出した金額か ら420,300円を 控除した金額									
3,370,000	3,380,000	68,350	3,820,000	3,830,000	82,530												
3,380,000	3,390,000	68,670	3,830,000	3,840,000	82,840												
3,390,000	3,400,000	68,980	3,840,000	3,850,000	83,160												
3,400,000	3,410,000	69,300	3,850,000	3,860,000	83,470												
3,410,000	3,420,000	69,610	3,860,000	3,870,000	83,790	60,000,000	100,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 5.85%を乗じて 算出した金額か ら600,300円を 控除した金額									
3,420,000	3,430,000	69,930	3,870,000	3,880,000	84,100												
3,430,000	3,440,000	70,240	3,880,000	3,890,000	84,420												
3,440,000	3,450,000	70,560	3,890,000	3,900,000	84,730												
3,450,000	3,460,000	70,870	3,900,000	3,910,000	85,050												
3,460,000	3,470,000	71,190	3,910,000	3,920,000	85,360	100,000,000円以上		退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 6.3%を乗じて 算出した金額か ら1,140,300円 を控除した金額									
3,470,000	3,480,000	71,500	3,920,000	3,930,000	85,680												
3,480,000	3,490,000	71,820	3,930,000	3,940,000	85,990												
3,490,000	3,500,000	72,130	3,940,000	3,950,000	86,310												
3,500,000	3,510,000	72,450	3,950,000	3,960,000	86,620												
3,510,000	3,520,000	72,760	3,960,000	3,970,000	86,940												
3,520,000	3,530,000	73,080	3,970,000	3,980,000	87,250												
3,530,000	3,540,000	73,390	3,980,000	3,990,000	87,570												
3,540,000	3,550,000	73,710	3,990,000	4,000,000	87,880												
3,550,000	3,560,000	74,020															
3,560,000	3,570,000	74,340	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 3.15%を乗じて 算出した金額か ら37,800円を控 除した金額												
3,570,000	3,580,000	74,650															
3,580,000	3,590,000	74,970															
3,590,000	3,600,000	75,280															
3,600,000	3,610,000	75,600															
3,610,000	3,620,000	75,910	5,000,000	8,000,000	退職所得控除額 控除後の退職手 当等の金額に 3.6%を乗じて 算出した金額か ら60,300円を控 除した金額												
3,620,000	3,630,000	76,230															
3,630,000	3,640,000	76,540															
3,640,000	3,650,000	76,860															
3,650,000	3,660,000	77,170															

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八條第一項、第九十二條の二、第四百八十九條及び第四百九十九條の二第一項の改正規定は同年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第九十四條の四、第九十四條の五第一項、第九十九條第三項及び第四百九十九條の改正規定は同年十月一日から、第四百九十九條、第五百十條第三項及び第四項並びに第五百十一條第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十條の二の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。))に関する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等(新法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)

以下この条において同じ。で同年四月一日(以下「施行日」という。))前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)による改正後の所得税法(昭和四十八年法律第三十三号。以下「改正後の所得税法」という。))第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。))をこえる場合には、改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第五十條の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載され

たものとみなす。この場合において、新法第十七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合においては、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第五十條の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十條の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の 号)附則第二條第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額」とする。

(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。))附則第十二條第四項の規定により読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。))第五十五條又は第五十六條の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二條の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九條第一項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算につい

ては、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項及び第七十三條の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(娯楽施設利用税に関する規定の適用)

第五条 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前ににおけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第六条 新法第一百四十四條の四、第一百四十四條の五第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第一百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。))に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前ににおけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

第七条 新法第四百九十九條、第五百十條第三項及び第四百九十九條、第五百十條第三項の規定は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第八条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分(新法第二百二十八條の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。))に関する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第二百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。))に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分(新法第二百二十八條の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。))は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。))をこえる場合には、旧法第二百二十八條の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

る。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第八条第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額)」とする。

(固定資産税に関する規定の適用)

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三条第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一條第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第四項中「租税特別措置法第四十三条第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條

第七項」と、「同項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項」として、同項の規定の例による。

4 旧法第三百四十九条の三第三項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 新法第三百八十一条第六項の規定は、個人の所有する住宅用地(新法第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ)のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四条第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十五条第四項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第十條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三の二の規定が適用される住宅用地(前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。)及び新法附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額については、これらの額を当該宅地等の所有者に通知することによつて新法第四百十五條の規定による固定資産課税

台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百七条第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項(第四百十九條第三項の場合を含む。の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、)」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項の規定が適用される宅地等に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等に対して課する固定資産税の額の算定方法を記載した文書をあわせて送付するものとする。

第十一條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であることの認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)ができなかつた場合には、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八条第八項の規定又は

新法附則第十八条の二第二項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額(以下この条において「仮算定税額」という。)を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十八年度分の固定資産税額(以下この条において「本算定税額」という。)にすでに賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第二項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八条第八項の規定若しくは新法附則第十八条の二第二項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。

二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金

に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該土地等について第二項の規定による通知が行なわれる日までの間は、財産の換価は、することができない。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二条 新法第四百八十九条第一項、第二項及び第十一項並びに第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十八年六月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に取納した、又は取納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の規定は、昭和四十八年十月一日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に取納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に取納した、又は取納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十三条 新法の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十九年度分から適用し、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては昭和四十八年七月一日以後の土地の取得について適用する。

2 新法第五百九十九条第一項第二号の規定により昭和四十九年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法第五百九十五条及び第五百九十九

条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあるのは、「昭和四十八年七月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

3 新法附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和四十九年度分の特別土地保有税については、新法第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「附則第十八条の二第一項又は第二項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第十四条 新法附則第三十二条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十五条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第十八条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「電気ガス税」の下に「特別土地保有税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表市町村の項中第十六号を

第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

八 特別土地保有税

前年度における特別土地保有税の課税標準額

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊	合衆国軍隊	電気ガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等	合衆国軍隊の構成員等	

を

に改める。

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊	合衆国軍隊	電気ガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊の構成員等	合衆国軍隊の構成員等	
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	合衆国軍隊	
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域において所有する土地又はその取得	軍人用販売機関等	特別土地保有税	

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

で、第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四に改める。

附則第十五項中「第十八条第一項又は」を「第十八条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項又は」に、「の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第十八条第二項から第七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額を、若しくは第八項又は附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける宅地等についてはこれらの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」に改め、附則第十六項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「又は営業路線の線路を増設する」を「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」に改める。

第二十三条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号の規定中政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十九年度分の市町村納付金から適用する。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第二十五条 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日(同条第二項に規定す

る農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第三項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなつてゐる日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第三項第六号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十三年度」を「昭和五十二年度」に改める。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引上げ、市町村民税の税率の緩和、事業税の事業主控除の額の引上げ、電気ガス税の税率の引下げ、料理飲食等消費税、固定資産税、電気ガス税等の免税点の引上げ等を行ない、また、土地に係る固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変緩和を行なひつつ課税の適正化を図るものとし、あわせて特別土地保有税を創設するほか、地方税制の合理化を図るため所要の規定の整備をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

地方行政委員長上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税及び電気ガス税等について、負担の軽減、合理化をはかり、また、土地にかかる固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変緩和を行なひつつ、課税の適正化をはかり、あわせて土地の投機的取得を抑制するため、特別土地保有税を創設するほか、地方税制の合理化をはかるため、所要の規定の整備を講じようとするものであります。

本案は、二月二十七日日本委員会に付託され、三月二日江崎自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月九日には参考人から意見を聴取するなど、本案はもとより、地方税制全般にわたって熱心な審査を行ないました。

なお、四月五日、自由民主党から、固定資産税及び都市計画税について、三大都市圏の都市に所在するいわゆるA農地及びB農地に限り、昭和四十八年度ないし昭和四十九年度から、評価額を基礎として段階的に税負担の均衡化を進めること等を内容とする修正案が提出され、西村委員から趣旨の説明を聴取し、修正案についても熱心に審査を行なったのであります。

さらに、四月十九日には、日本社会党、公明党及び民社党から、三百三十平方メートル以下の住宅用地の固定資産税額を、昭和四十八年度から昭和五十年年度までの間、昭和四十七年度の税額に据え置くこと等を内容とする三党共同による修正案が提出され、山本委員から趣旨の説明を聴取した

しました。次いで、自由民主党から、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、これに伴う関係規定の適用について整備をはかることを内容とする修正案が提出され、中村委員から趣旨の説明を聴取いたしました。

四月二十日日本案並びに本案に対する各修正案の質疑を終了し、本日討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して中村委員は、本案及び自由民主党提出の両修正案に賛成、日本社会党、公明党及び民社党提出の三党共同による修正案に反対、日本社会党を代表して佐藤委員、日本共産党・革新共同を代表して折小野委員は、それぞれ日本社会党、公明党及び民社党提出の三党共同による修正案に賛成、本案及び自由民主党提出の両修正案に反対の意見を述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、日本社会党、公明党及び民社党提出の三党共同による修正案は賛成多数をもって否決、自由民主党提出の両修正案及び同修正案を除く本案は賛成多数をもって可決、よって、本案は自由民主党提出の両修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

また、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、住民税の課税最低限の引き上げ、住宅用地に対する固定資産税等の軽減、市街化区域内農地を対象とする生産緑地制度の創設、都市税源及び地方道路財源の充実、地方税にかかる租税特別措置の整理及び法人等の土地投機に対する規制の強化等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第十八条の次に二条を加える改正規定の次

に次のように加える。

附則第十九条の第三項の表以外の部分中「昭和四十七年度」を「昭和四十八年度」に、「同年度」を「昭和四十七年度」に、「に対して課する次の表」を「のうちの次の表の上欄に掲げるものに対して課する同表」に、「課税標準となるべき価格（当該課

宅地について附則第十八条第一項の規定の適用がある場合にあつては、比準課税標準額）」を「課税標準となるべき価格の二分の一の額」に改め、同項の表中（備考）以外の部分を次のように改める。

市街化区域農地の区分		年 度	率
イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上であるもの（単位評価額が一万円未満であるものを除く。）	昭和四十八年度	〇・二	
	昭和四十九年度	〇・四	
	昭和五十年度	〇・七	
	昭和五十一年度 以降の各年度	一・〇	
	昭和五十一年度 以降の各年度	一・〇	
ロ 単位評価額が五万円以上であるもの	昭和四十九年度	〇・二	
	昭和五十一年度	〇・四	
	昭和五十一年度 以降の各年度	〇・七	
	昭和五十一年度 以降の各年度	一・〇	
	昭和五十一年度 以降の各年度	一・〇	

附則第十九条の第三第二項中「固定資産税については」の下に、「当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地であるときは」を加え、同条第三項中「第一項に規定する市街化区域農地の区分(前項後段の規定による区分をさす。以下本項に

おいて同じ。)」を「第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地、同表の第二号に掲げる市街化区域農地及びその他の市街化区域農地の区分」に、「第一項に規定する市街化区域農地の区分」を、「当該市街化区域農地の区分」に改め、同条第四項の表を次のように改め、同条第五項を削る。

第一項中表 以外の部分	昭和四十八年度	市街化区域設定年度（都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められた日の属する年の翌年の一月一日（その定められた日が一月一日である場合には、その日）を賦課期日とする年度をいう。以下同じ。）
	昭和四十七年度	市街化区域設定年度
	昭和四十八年度	市街化区域設定年度
	昭和四十九年度	市街化区域設定年度の翌年度

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 地方税法の一部を改正する法律案

第一項の表	
昭和五十年年度	市街化区域設定年度の翌翌年度
昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度
昭和四十七年度	市街化区域設定年度
昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和四十七年度	市街化区域設定年度

附則第二十条の改正規定中「附則第二十条中」の下に、「附則第十九条又は前条」を、「又は附則第十九条」に改め、「を加え」、「改め、同条」を、「附則第十九条第一項」を「又は附則第十九条第一項」に改め、「又は前条第一項に規定する課税標準となるべき額」を削り、「同条」に改める。

附則第二十七条の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十七條の二中「固定資産税の課税標準となるべき価格（当該課税標準となるべき価格を求める際用いられた類似宅地について附則第十八條第一項の規定の適用がある場合にあつては、比準課税標準額）」を「固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額」に改める。

附則第二十八條第一項の表の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十八條第三項中「市街化区域農地の区分」の下に「又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨」を加える。

附則第二十九條の二中「間において」の下に「附則第十九條の三の規定が適用される」を加える。
附則第二十九條の四第一項中「又は第三号」を削る。

附則第二十九條の五を次のように改め、附則第二十九條の六及び附則第二十九條の七を削る。
（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税の特例）

第二十九条の五 附則第十九条の三（税額の算定

に關する部分に限る。）、附則第二十三條（附則第十九條の三の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る部分に限る。）、附則第二十七條の二及び附則第二十九條から前條までの規定は、昭和四十八年度以降の各年度に係る賦課期日において都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二條第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二條第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二條第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二條の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地若しくは同條第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域若しくは同條第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する附則第十九條の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地以外の同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地については、当分の間、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地が昭和四十九年度以降の各年度に係る賦課期日において同項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る附則第十九条の三及び附則第二十七条の二の

規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十條第一項中「宅地等」に對して」を「宅地等並びに新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地に對して」に改め、「下欄に掲げる額」の下に「並びに同條第二項の規定により土地課税台帳等に登録された当該市街化区域農地に係る課税標準となるべき額」を、「当該宅地等」の下に「及び当該市街化区域農地」を加え、同條第二項中「適用される宅地等」の下に「及び新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地（新法附則第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。）」を、「宅地等」の下に「及び市街化区域農地」を加える。

附則第十五条に次の一項を加える。

2 附則第十条第二項の規定は、新法附則第十九条の三の規定が適用される市街化区域農地(新法附則第二十九条の規定の適用を受けるものを除く)に対して課する都市計画税について準用する。

附則第二十六條を附則第二十七條とし、附則第十八條から附則第二十五條までを一條ずつ繰り下げ、附則第十七條の次に次の一條を加える。

(検討)

第十八条 新法附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地及び同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地であるものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、さらに課税の適正化を図るため検討を加え、その結果に基づき、昭和五十一年

度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるより必要な措置が講ぜられるべきものとする。

地方税法の一部を改正する法律案に対する
修正案（委員会修正）

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に、「同年六月一日」を「昭和四十八年六月一日」に改める。

附則第二条第二項中「同年四月一日（以下「施行日」という。）」を「所得税法の一部を改正する法律昭和四十八年法律第八号）の施行の日」に、「所得

税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第
号)を「同法」に改め、同条第三項中「施行
日」を「所得税法の一部を改正する法律の施行の

「昭」と「和」の改め。昭和四十八年四月一日を「所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）」の施行の日」に改める。

附則第三條第一項及び第二項中「施行日」を「昭和四十八年四月一日」に改める。

附則第四条第一項中「次項に定めるもの」を「附則」の定めがあるものに、「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に改め、同条に

次の一項を加える。

新法附則第十一条第六項の規定は、昭和四十八年四月一日以後の土地の取得に対して課する

不動産取得税について適用する。
附則第八条第五項中「昭和四十八年四月一日」を「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法

律第 号)の施行の日」に、「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)を「同法」に改める。

附則第十一条に次の一項を加える。

昭和三十八年度分の固定資産税に限り、宅地等に対して課する同年度分の固定資産税について

て、施行日前に、旧法の規定による同年度分の税額の算定(以下この項において「旧算定」とい

う。)を行ない、当該旧算定による税額を記載した納税通知書を交付している場合には、当該旧旧算定による税額が本算定による同年度分の税額と同一であることが明らかであると市町村長が認めたときを除き、当該旧算定による税額を仮算定税額と、当該納税通知書に係る賦課を第一項の仮算定税額による賦課とみなして、第二項、第二項及び前項の規定を適用する。

○議長（中村梅吉君）採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村梅吉君） 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり決しました。

刑事補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（中村梅吉君） 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。
よつて、日程は追加せられました。

開基神佛法の一音を司上する法行等を説題とい
たします。

開事律儀法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年三月七日
内閣総理大臣 田中 角榮

刑事補償法の一部を改正する法律
刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を

次のように改正する。

第四条第一項中「千三百円」を「二千二百円」に改め、同条第三項中「三百万円」を「五百万円」に改め

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由は、なお従前の例による。

最近における経済事情にかんがみ 刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を

○議長（中村梅吉君）委員長の報告を求めます。

報告書は本号末尾に掲載

〔中垣國男君登壇〕

中垣國男君　ただいま議題となりました刑事補

債法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に規定する補償金の額を引き上げ、補償の改善をはかろうとするもので、そのおもな内容

は次のとおりであります。

る身体の拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を千三百円から二千二百円に引き上げ、また、死刑の執行を受けた場合の補償金額を三百万円から

五百万円に引き上げること等であります。

当委員会においては、去る三月九日田中法務大臣

八一四

より提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聴取するなど、慎重審査を重ね、本日質疑を終了しましたところ、日本社会党及び公明党から、それぞれ反対の討論があり、次いで採決を行ない、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の演説(林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)並びに森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) この際、林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策についての農林大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案について趣旨の説明を求め、また、芳賀貢君外十名提出、国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案について趣旨の説明を求めます。農林大臣櫻内義雄君。

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 昭和四十七年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十八年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報告について申し上げます。

わが国の森林、林業は、近年資源的制約、林業労働力の減少等により、国内林業生産活動が停滞する中で、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、形成等森林の持つ公益的機能に対する国民的関心が高まる一方、木材供給量の過半を占める外材についても、産地国の社会経済情勢の変化等を背景としてその供給事情にきびしさを加えていく等々極めて困難な情勢に直面しております。

まず、木材の需給の動向を見ますと、昭和四十六年には景気後退による建築活動の停滞等により、木材需要は減少し、木材価格は大幅に下落する等近年まれに見る動きを示したのであります。また、昭和四十七年には、民間住宅の建築等を中心とした景気回復が急速に進む中で、木材需要は急速かつ大幅に増加したのに対して、これに対応すべき国内生産はなお停滞的に推移する一方、外材輸入は相当程度増大して総供給量はある程度増加したものの、なお増大する需要に対応し得ず、この需給の逼迫、不況段階での在庫調整が進んでいたこと等の要因が複合して、秋から年末にかけての木材価格の高騰を招くこととなったのであります。

なお、わが国の木材供給に重要な位置を占めている外材の輸入につきましては、産地国における住宅建築の急増、丸太輸出規制の強化、自然保護運動の高まり等産地国の社会的経済的諸問題が顕在化してきております。

次に、林業生産活動を見ますと、国内の素材生産は、資源的制約、木材価格の低迷等を反映して、昭和四十三年以降減少傾向をたどり、人工造林面積も、伐採量の減少から趨勢的に減少しておりますが、昭和四十七年の下期には、木材価格の上昇等により、生産活動がやや積極化している面も見受けられます。

林業経営の動向につきましては、昭和四十六年は木材価格の下落等を反映して林家の経営収支は悪化しております。

また、林業就業率については、常用労働力は安定しつつあるものの、総数では減少傾向を見せており、林地の保有については、依然として零細規模の農林家が圧倒的に多数を占めておりますが、人工林化の進展等その保有山林の内容が充実しつつある一方、山林を保有する非農家世帯等が増加しつつあること、林地の転用が地域的にはかなり進んでいること等見のがし得ない問題も存在しております。

また、森林の持つ多角的機能の発揮に対する国民的関心に応じ、木材生産等の経済的機能と国土の保全等の公益的機能との調和に十分配慮した適正な森林施策の実施と、これを推進するための援助措置の拡充が期待されるほか、山村及び都市における森林、林業の位置づけを明らかにするとともに、特に無秩序な森林の開発行為の規制、レクリエーション利用の増加に対応した森林の保全管理の充実、都市緑化の推進等の措置を講じていくことが必要となっております。

なお、国有林野事業については、すぐれた国有林野を次代の国民に引き継ぐため、長期的視点に立つて、国有林野の公益的機能の維持増進をはかるための諸施策の充実強化、各種事業の改善合理化等事業全般にわたる抜本的改善対策を樹立し、これを着実に推進することが強く望まれております。

以上が第一部の林業の動向の概要であります。また、第二部におきましては、昭和四十六年度及び四十七年度において林業に関して講じた諸施策を記述しております。

次に、昭和四十八年度において講じようとする林業施策について申し上げますと、以上のような林業の動向に対処するため、政府といたしましては、昭和四十八年度におきまして、林道及び造林事業の計画的推進等林業生産基盤の整備、林業構造の改善、林産物需給の安定及び流通加工の合理化、林業従事者の福祉の向上及び養成確保、治山事業の拡充、緑化の推進等森林の持つ公益的機能の維持増進等各般の施策を推進するほか、森林の

開発行為の規制、森林組合制度の改善等を中心とする法制の整備を行なうこととしております。

次に、森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の国土の約七割を占める森林につきましては、古来、重要な住宅用資材たる木材の供給を通じて、また、急峻な地形のわが国では、国土の保全の重要な手等として国民生活と深く結びついてきたことは御承知のとおりであります。近年経済の高度成長、都市化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、森林の有する公益的機能の発揮に対する国民的関心が高まる一方、需要の増大に対応して、木材の安定的な供給をはかることもまた大きな課題となっているのであります。

政府におきましては、このような事情にかんがみまして、森林の有する経済的機能と公益的機能とを総合的かつ高度に発揮させるため、森林の適正な利用と健全な林業活動を確保することを旨として、森林計画制度の改善、開発許可制度の導入、伐採届け出制度の強化等をはかることと、森林組合制度の改善強化と森林組合の合併の推進とをはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、森林計画制度の改善をはかったこととありまして、全国森林計画は、流域ごとに計画事項を明らかにすることを旨として定めるようにするとともに、地域森林計画は、自然的、経済的、社会的諸条件及び利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められる民有林について樹立することといたしております。

また、全国森林計画及び地域森林計画の計画事項として、新たに森林の整備に関する基本的な事項及び森林の土地の保全に関する事項を加えるほか、これらの計画は、森林の有する公益的機能の

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号

農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策についての演説並びに森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案についての説明

八一六

維持増進に適切な考慮を払って定めるべき旨を明定することとしたしております。

第二に、森林の土地の適正な利用を確保するため、民有林における一定規模以上の開発行為についての都道府県知事による許可制を導入することとしたこととあります。

すなわち、地域森林計画の対象となつてゐる民有林において、周辺地域に相当の影響を及ぼすおそれがあるような一定規模以上の土地の形質変更を行なうとする場合には、都道府県知事の許可を要することとしたしました。この場合、都道府県知事は、その森林が現に有している土砂の流出等の災害の防止、水の確保及び環境の保全の機能を維持するという観点に立つて、許可するかどうかを判断することとしたしております。

第三に、伐採の届け出制度に関する規定を整備いたしましたこととあります。

すなわち、地域森林計画に従つて適切な伐採が行なわれるよう、森林所有者等が届け出た伐採計画が地域森林計画に適合していない場合や、その届け出た伐採計画が地域森林計画に適合していても、現実に従つていない伐採がその伐採計画に従っていない場合には、都道府県知事は、必要な命令をすることができるといたしております。

第四に、森林施設計画の認定制度に関する改正であります。小規模経営林家の共同施設の推進を助長するため、新たに一定の基準に適合する森林の団地について共同して森林施設計画を樹立し、都道府県知事の認定を受けることができることとしたしております。

第五に、森林組合制度の改善強化をはかったこととあります。

その一は、森林組合制度の目的の整備であります。従来以上に森林所有者の地位の向上を重視する旨をその目的規定において明らかにすることとしたしております。

その二は、事業範囲の拡大であります。施設

森林組合につきましても、その事業として、環境緑化木の販売等の事業、林地供給事業、保健休養の事業等を追加するとともに、森林の保護増進及び森林生産力の増進を期する観点から、みずから森林の経営を行なうことができる道を開くこととしたしております。また、生産森林組合及び森林組合連合会につきましても、その事業の範囲を拡大することとしたしております。

その三は、管理運営体制に関する規定の整備であります。森林組合及び森林組合連合会の業務の運営が円滑に行なわれるよう、総代会の権限の強化、参事及び会計主任に関する規定の新設等の措置を講ずることとしたしております。

第六に、森林組合の広域的な合併を促進し、その体質の強化をはかるため、森林組合合併助成法を改正し、合併に関する計画の認定制度につき、その適用期間を五年間延長することとしたしております。

以上が森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 提出者芳賀貢君。

〔芳賀貢君登壇〕

○芳賀貢君 国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

わが国の森林面積は二千五百万ヘクタールで、国土のおおよそ六八%を占めておりますが、国民一人当たりでは〇・二ヘクタールと、世界平均の一・二ヘクタールの六分の一にすぎません。すなわち、森林の果たす役割は、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全及び国民の保健休養などの公益的機能を確保し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、国民生活の安定と福祉の向上をはかる上で極めて重要なものがあります。また、木材需給の動向につきましても、さきに政府が発表した森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通し

によりまして、わが国の木材需要は今後も大幅な増加の傾向を示し、すなわち、昭和四十六年度の総需要量は一億四千万立方メートルであり、供給の内訳は、国産材が四六%の四千八百立方メートルと、輸入材が五四%の五千六百立方メートルであり、十年後の昭和五十六年度には、総需要量が一億三千五百万立方メートルに増大し、供給面では、国内生産は依然として停滞から脱却できず、自給率は三七%の五千五百万立方メートルであり、不足分の六三%の八千五百万立方メートルを外材に依存せざるを得ない状況となり、いまや、日本は世界第一位の木材輸入国に転落したのであります。

しかしながら、外材輸入をめぐる情勢を見ましても、わが国の木材輸入量はすでに世界の総輸出量の三〇%を占めており、各国においても、資源政策及び環境保全の両面から、木材輸出に対する規制が一段と強化され、最近、アメリカ議会の上院における原木の対日輸出制限の動き等、わが国を取り巻く世界の木材事情は決して楽観を許さない状況であります。

ひるがえつて、わが国の林業は、一九七二年の林業年次報告でも明らかなく、政府・自民党の高度成長経済のもとで、大企業優先の乱伐及び乱開発によって森林資源の荒廃を招き、農山村の過疎化と労働力の不足、素材生産の減少と経営の不振により、林業の生産活動は後退を余儀なくされていくのであります。

なにかんなく、民有林の造林事業についても、造林面積は、昭和三十六年度の三十三万八千ヘクタールをピークに年々減少を続け、四十六年度には二十五万五千ヘクタールに落ち込み、政府の民有林長期計画の達成率も八二%に低下し、さらに、インフレの激化と経済変動により、今後、造林計画の推進に一そう困難の度を加えることは明らかであります。

結局、造林が進まない最大の理由は、林道の未整備及び労働力の不足に加え、経営上の不安と資

金的な制約によるものであります。

確かに、国の造林施策には補助造林制度や融資制度による助成の道がありますが、市町村自治体や小面積所有林家の自力造林はきわめて困難な状態に置かれており、その上、公社造林も資金的な行き詰まりを来している実情であります。

このようにながら国林業の危機打開のため、昭和四十六年には、第六十五国会の農林水産委員会において、全会一致をもって、林業振興に関する決議が議決せられ、決議の第一項の中に、「国が行なう民有林野の分収造林等に関する制度的措置」を検討し、その実現に努めること」と明示されているのであります。

この際、わが国林業の現状に対処し、国土保全、水資源確保、自然環境の保全など森林の公益的機能を確保し、林業生産力の増大と林業従事者の所得の向上を期し、森林資源の充実はかるため、民有林野に対する国営分収造林の制度を創設し、国営林野事業の組織、技術、労働力及び資金を活用して、十五年間に百万ヘクタールの造林を目標に、国営分収造林を実施するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法案の主要な内容について申し上げます。

第一は、国営分収造林計画に関する規定であります。

農林大臣は、森林法第四条に規定する全国森林計画に即して、昭和四十八年度以降十五年間にわたって実施すべき国営分収造林計画を樹立することとし、この計画において、国営分収造林契約に基づく造林の目標及び造林の事業量を定めるものがあり、なお農林大臣は、この計画を公表することとしたしております。

第二は、造林実施地域に関する規定であります。

農林大臣は、関係都道府県知事の申請に基づき、中央森林審議会の意見を聞いて、自然的、経済的、社会的制約によって造林が十分に行なわれて

おらず、かつ、すみやかに造林を行なうことが必要と認められる地域を造林実施地域として指定することとし、さらに、知事がこの申請を行なうときは、あらかじめ都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聞いて行なうこととしております。

第三は、国営分取造林契約の締結についての規定であります。

国営分取造林契約とは、国が民有林野につき、地上権の設定を受けて造林を行ない、その造林による収益を、所有者と分取する条件で締結する契約をいふものであります。

まず、農林大臣は、造林実施地域内の民有林野の所有者が国営分取造林契約を締結したい旨の申し出をした場合、その民有林野が政令で定める一定の理由と一定の要件を満たすときは、当該所有者を相手方として国営分取造林契約を締結することができるとしてあります。この場合、小面積の所有者が数人で共同して申し出をした場合においても、国営分取造林契約を締結できる要件を定めておるのであります。

第四は、国営分取造林契約の内容等の規定であります。

国営分取造林の収益を国及び造林地の所有者が分取する場合の分取割合は、それぞれ十分の五を標準とすることとしてあります。

第五は、国営分取造林契約に係る造林事業に関する費用の繰り入れについてであります。

政府は、国営分取造林契約に係る造林事業の業務の執行に要する経費を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国営分取造林事業特別会計の国営分取造林事業勘定に繰り入れするものとしてあります。

以上、国が行なう民有林野の分取造林法案につきましまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

国務大臣の演説(林業基本法に基づく昭和四十七年度年次報告及び昭和四十八年度林業施策について)並びに森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国が行なう民有林野の分取造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの年次報告等についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。竹内猛君。

〔竹内猛君登壇〕

○竹内猛君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告された昭和四十七年度林業年次報告及び四十八年度において講じようとする林業施策に關し、田中総理並びに関係大臣に質問いたします。

(拍手)

第一は、わが国の社会、経済における林業の位置とその重要性についてであります。

わが国の森林は、国土総面積の約七〇%を占め、急峻な山岳地形と相まって、国土の保全、水資源の涵養、緑と自然の保全及び造成、国民の保健休養などの公益機能の充実は、諸外国とは比較にならないほど重要な役割を持っております。

また、資源に乏しいわが国では、木材を中心とした森林資源は、諸産業の基礎資材として、国民生活の衣食住のすべての面で欠くことのできないものになっております。

しかるに、林業に関する政策の目標と基本的施策を明らかにするための林業基本法が制定されて十年を経た今日にもかかわらず、わが国の森林及び林業の現状は年々ともなう危機を積み重ね、今日きわめて深刻な問題に直面をしているといわざるを得ません。

昨年六月の世界人間環境会議における、かけがえのない自然を守る宣言に見られる全人類の自然破壊に対する怒りと、自然環境保全に対する切実な要求、昨年七月の集中豪雨で、あつという間に六十余名の命を奪った高知県土佐山田町及び宮崎

県及びの市などに代表された全国的な大水害の痛ましい経験、都市化の進行に伴う水資源の涵養や、公害の広がりの中で緑の保全についての強力な要求、国内木材生産の減退と造林の大幅な落ち込み、山村の過疎化の深まりによる量・質ともに一そう悪化した後継者の見通しの全く立たない林業労働者の現状、加えて、林業労働者の命をむしばんでいる白ろろ病の大量発生、外材依存の政策によってもたらされた昨年夏以降の異常な木材の値上がりなど、森林の荒廃さびれた山村、国民生活環境破壊の現状は、まさに危機としか言いようがなく、それは歴代自民党政府の、国民不在、独占資本、大企業優先の高度経済成長政策によつてつくられ出されたものと断ぜざるを得ません。(拍手)

田中総理の責任ある答弁を求めるものであります。

第二は、木材需給の長期見通しについてであります。

本年二月十六日に改定された森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需給の長期見通しは、改定前の数字とあまりにも違い過ぎているのに驚かざるを得ません。

五十年後の国内供給量一億三千二百万立方メートルから九千四百三十万立方メートルへと大幅に減らしたその反面、輸入期待量を千四百立方メートルから五千八百六十五万立方メートルに大幅にふやし、しかも、輸入期待量のピークには、三千立方メートルの約三倍の八千八百六十立方メートルまでふやす見通しとなつております。

この基本計画と長期見通しは、国及び地方自治体、そして林業団体、山林所有者等の生産と需要の指標となるものであります。しかも、森林経営は、他の産業と違い、四十年、五十年の長い年月を要するものであるだけに、三年や五年後の経済情勢が変つたからといって、簡単に森林経営の方向転換はできません。

経済成長のテンポの見込み違いと自然保護に対する国民的要求の高まりとを改定の根拠にしているようにありますが、五十年以上も見通さなければならぬ森林林業経営を、五年あるいは十年間の経済政策のワクの中に組み込んでしまふことは誤りであります。また、自然保護の要求が高まったのは、高度経済成長下の緑と自然の破壊に対する国民的批判と怒りでありました。

なお、長期見通しによる輸入期待量の最高八千八百六十五万立方メートルは、現在の五千五百万立方メートルを三千三百万立方メートルもふやすものであり、各国の丸太輸出規制、すなわち、最近におけるアメリカ議会の対日輸出全面禁止の動き、さらには、二月中旬ワシントンで開催された野生動物植物の輸出入等の規制に関する国際条約会議等におけるラワン、アビツンの伐採規制の動きなど、木材資源の世界的な不足傾向の中で、きわめて困難と判断せざるを得ません。

農林大臣及び経済企画庁長官、通産大臣の見解を承りたいと存じます。(拍手)

第三は、外材の輸入についてであります。

最近、木材価格の異常な変動は、土地の爆発的な値上がりとともに、勤労者のマイホームの夢をますます遠いものにしてあります。四十六年の木材価格の下落を受け継いだ四十七年は、夏以来急上昇に転じ、ヒノキ、杉等の建築材は倍以上の値上がりをしました。この原因は、需給見通しの甘さであります。

かなりません。

長期見通しで、外材は昭和五十六年の八千五百萬立方メートル、六三%と、約三分の二を外材でまかなう計画を立てている以上、輸出の丸太輸出制限の動きと相まって、木材価格の大幅な変動のないように、抜本的な対策を講ずべきであります。外材需給検査会の開催、産地事情調査などの小手先の対策ではどうにもならなかったことは、昨年の秋の異常な値上がりですに実証されております。(拍手)

第六十五国会で、わが日本社会党が提案し、国民の総意に基づいて全員一致で決議された林業振興決議を具体的に実施しなかつた政府の国会軽視の態度こそ、ここであらためて激しく追及しなければならぬと思います。(拍手)

それとともに、いまこそ、法律上の措置を含めて、木材の輸入のみならず、銅料、大豆等、第一次産品の輸入公社をつくり、大手商社にまかせないで、抜本的な措置を講ずべきだと考えるけれども、農林、通産両大臣の見解を求めます。(拍手)

第四は、国内木材の生産についてであります。世界的な木材資源の減少傾向と森林の公益機能の充実に期するためには、造林の充実に期する必要があるとあります。

造林面積は、昭和三十六年をピークにして年々減少を続け、特に民有林が著しく、三十六年の三十三万八千ヘクタールが四十六年には二十五万五千ヘクタールと大幅に落ち込んでおります。民有林造林の長期計画の達成率も八二%と低くなっております。一方、国有林においては、赤字対策のための手抜き造林が行なわれてきました。四十八年度から、新しい森林施策という名の天然林施策によって、新植面積を大幅に減らす計画と聞き及んでおります。

このようなことでは、木材需給の長期見通しの前提となっている千三百万ヘクタールの人工林の造成は不可能となつて、将来の木材需給に大きなそごを来たすことは必至であります。同時に、公

益機能の十分な発揮は望めないと考えます。

高度経済成長下の林業政策の誤りを再び繰り返してはなりません。誤りを正す意味からも、思い切った造林施策が必要であります。

わが日本社会党がたゞいまこの場所から提案をいたしました民有林に対する国営分収造林制度を即時実現して、国有林の赤字にこだわつた手抜き造林を直ちにやめるべきであります。(拍手) 農林大臣の見解を求めます。

第五は、山村の過疎化と白ろう症についてであります。

山村地帯における過疎化の現状は、目をおろすものがあります。山村農民は、その生活をささえておつた薪炭生産の没落に始まり、国有林の合理化、機械化で雇用から締め出され、林業構造改善事業で山を手放さざるを得なくなつております。米作減反で農業をやめざるを得なければ、当然山をおいて新しい生きる道を求めざるを得ません。過疎の進行は、同時に森林経営の基礎がくずれつつあることを意味します。林業労働者の年々の減少に続けて、昭和三十年代前半五十万を誇つたのが、四十六年には十七万人と、約三分の一に減少しました。民有林が特にひどいものがあります。それは、低い賃金と劣悪な労働条件と危険な作業が原因のすべてであることは言うまでもありません。労働基準法や失業保険及び社会保険の適用除外の事実が何よりもの証拠であります。(拍手)

また、振動機使用者の中に蔓延している白ろう病の現状は、一刻もゆるがせにできない事実となつております。国有林で五千人をこす訴え者と千三百人の職業病認定者に比べ、二十倍をこす十二万台のチェーンソー、十一倍の十一万台の刈り払い機を所有し、しかも、機械使用時間が、国有林の二時間規制に対して、労働者の二時間規制の指導にもかかわらず、五、六時間も使用しているという民有林が、認定者わずか百人ということ、これは、全く理解に苦しむところであります。

このことは、雇用の継続と治療の全く確立され

ておられないために隠されているものであります。遠からず万単位で患者と廃人一步手前の重症患者が顕在化することでありましょう。白ろう症があらわれてからでは治療方法のない現代医学でも、それ以前に治療に専念するとなおるといわれておるのであります。現在の認定、治療補償の抜本的改善が必要であります。

また、国有林の労働者においてさえも、身分がきわめて不安定で、常時働いてもその半数が定員外である事実がいまだに改善されておらないのであります。これをすみやかに改善されなければなりません。(拍手)

いずれの国、いずれの時代を問わず、人間社会をささえるものは、人間の生存を保障し社会の進歩を推進するものは、ものをつくり、ものを運び、人とのとを育てる生産的な労働であります。(拍手) この生産労働にない手である労働者の働きなくしては、社会は一步も前進しないことは明白な事実であります。この労働者の命と暮らしの保障のないところに、森林、林業経営の発展の道はないと確信するものであります。農林大臣、労働大臣の答弁を求めます。

第六は、日本列島改造と林業政策についてであります。

四十七年度百二十億、四十八年度百四十二億に及ぶ国有林の売り払いは、即時取りやめるべきであります。また、林地保全、環境保全を重視した施策が求められておる今日、大面積皆伐並びに林地破壊に結びつく、四十七年度からスタートしたところの高密度路網の展開と、自走式機械導入による施業方式を中心とする第二次林業構造改善事業は、再検討すべきものと考えます。

この点に関連して、ある山村の年寄りはこう言いました。戦時中に東条内閣は、戦争遂行のために山林を乱伐して大量の水害や山くずれ災害をもたらしたけれども、また土地は残った。しかしながら、自民党田中総理の日本列島改造論は、土地の買い占め、乱開発で、立木はもろろんのこと、

土地までなくなつてしまつておる。これでは田中は東条よりまだ悪いではないか、という声はけだし名言だと私は思います。(拍手) 田中総理の所見を承りたい。

最後に、私は、豊かな緑と静かな自然を回復し、住みよい山村、豊かな福祉国家をつくり上げるために、第六十五国会で決議された林業振興決議を田中内閣の責任において一日も早く実現することを要求し、日本社会党を代表しての質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角栄君) 竹内猛君にお答えをいたします。

第一は、今後の森林、林業政策のあり方についてでございますが、政府としては、森林の公益的機能の維持増進と、森林生産力の増大をはかる観点から、今国会に提案している国土総合開発法案におきまして、森林として保全すべき森林地域を定めることとしたしておるのであります。

また、これに関連いたしまして、森林法改正案において、森林の無秩序な開発行為の防止をはかることを考えております。さらに、森林資源に関する基本計画に基づく適正な森林施策の推進、第四次治山事業五カ年計画に基づく治山事業の計画的推進、林道、造林等の林業生産基盤の整備、林業従事者の福祉の向上と養成確保、外材輸入の円滑化等の諸施策を講じてまいりたいと考えるわけでございます。

第二は、林業振興決議についてでございますが、林業振興決議のうち、造林事業の積極的拡充、林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施業の拡充、国有林治山事業に対する一般会計負担の拡充等につきましては、すでにそれぞれ所要の措置を講じてきたところであります。

その他の事項につきましては、最近における森林、林業をめぐる諸情勢の変化等も十分考慮に入れまして、鋭意検討を進め、実現をはかつてまいりたいと考えます。

他の問題については、所管大臣から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣(樺内義雄)君登壇〕

○国務大臣(樺内義雄)君 答へ申し上げます。長期の見通しの改定についてはお尋ねでございます。改定前は、中期経済計画に基づいて一応の経済成長を想定し、これにより木材需給の見通しを行なったのでありますが、その後、実績と見通しの間にかんがりの乖離を生じたので、今回の改定となつたわけでありました。

今回は、経済の安定的成長をはかり、人間生活と自然との調和のとれた福祉社会を指向するわが国の経済社会の発展方向に照らして、森林資源についても、木材の生産はもとより、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全を考え、総合的資源として拡充整備することが必要であるということで、改定をいたしておるわけでありました。

外材の輸入については、種々見通しをお話しございましたが、海外資源の現状から推定して実現可能な数量と考えておりますが、なかなか困難な事情もございますから、輸入先の多角化、開発輸入、長期契約あるいは経済協力等、あらゆる施策を講じて、所期の目的を達してまいりたいと思ひます。

木材についての輸入公社についてのお尋ねでございますが、木材については、私としては、まだ考えがまとまっておられません。輸出の丸太輸出の規制強化の動きや、備蓄の必要性もございまして、輸入が円滑に行ない得られるよう、ただいま申し上げましたような輸入先の多角化、開発輸入等、輸入のあり方につき、鋭意検討を進めてまいりたいと思ひます。

造林推進について申し上げます。森林の有する国土の保全等の公益的機能と木材生産機能とを総合的かつ高度に発揮させるという基本方針のもとに、新たな森林施策を推進しているところでございます。

民有林における造林の推進については、森林所

有者及びその協同組織の自主的な努力を助長することを旨として各種施策を講じてきており、四十八年度においては、最近における造林の伸び悩みに対処し、森林の有する多面的機能の向上を期するため、補助体系の改定、補助率の引き上げ等助成制度の大幅な改善をはかつておる次第でございます。

国営分収造林制度の実施について御意見がございましたが、民有林造林事業の助成の基本方針との関連において、なお慎重な検討が必要だと思ひます。

林業労働力の確保については、基本的には、山村振興対策の充実と相まって、造林、林道等生産基盤の整備、協業の促進に重点を置いて林業構造改善事業の実施を進めてまいりたいと思ひます。地域林業の中核的でない手となる優秀な基幹的労働者の福祉向上とその養成、確保をはかるためには、林業労働力対策等を通じて、就労の長期化、労働条件の改善向上、社会保障制度の適用条件の整備を推進してまいりたいと思ひます。

林業従事者の労働者の振興対策についてでございますが、疾病の消滅を期するという基本姿勢に立ちまして、予防についての労働者通達を順守するよう都道府県を通じて周知徹底し、防振装置等の取得に対する助成、講習会等による指導を通じて、その予防対策に努力し、万全を尽くしてまいりたいと思ひます。

国有林の売り払い、第二次林業構造改善事業についての御質問でございますが、国有林野の売り払いその他の活用については、国有林野の活用に関する法律等に基づきまして、国有林野事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、適正に行なっており、その際、特に国土の保全、水源の涵養、環境の保全等、森林の公益的機能にも十分配慮しているところでございます。

第二次林業構造改善事業は、森林の公益的機能に対する国民的要請の増大等、最近における森林、林業事情の推移を十分踏まえて、地域の要請

に対応しつつ、林業の構造改善を推進するための総合的な事業として実施しているものでございしますから、御了承をお願いをいたしたいと思ひます。

〔国務大臣(中曾根康弘)君登壇〕

○国務大臣(中曾根康弘)君 木材の海外の輸出制限の動向でございますが、わが国の輸入依存率は五五％になつております。ところが、輸入量の約四分の一を占める米国におきまして、最近バックウッド法案とあるいはアシュレー法案という法案がアメリカ国会に提出されております。

バックウッド法案によれば、七七年に輸出全面禁止、アシュレー法案によれば、七二年の丸太八三％を七三年に認める、製材については六九％を認める、こういふ法案が出ておまして、特にアシュレー法案の成立の可能性については非常に懸念しているところであり、われわれはいま内面的にアメリカ当局と折衝しておるところでもございします。

このようにアメリカ方面に輸出規制の動きがあり、また、西マレーシア、フィリピン、この二国からも、大体総輸入量の四分の一を占めておりますが、この二国も、従来の原木輸出から製材、合板等の製品輸出へ転換を求めめるために、原木輸出制限の動きが最近活発化してまいっております。

しかし、わが国のその他の輸入の相手国でありますソ連、カナダ、ニュージーランド、インドネシア等におきましては、かなり豊富な木材蓄積量を持つておりまして、現在、米国におけるような輸出制限の動きはございません。したがって、これらの地域に対して、開発輸入あるいは長期安定契約等、秩序立った輸入活動を行なえば、輸入においてさほど心配することは起こらないと思ひます。

しかし、全般的に見ますと、木材のようなものは、どうしても供給制限という動向が海外の国に起こりがちでございますから、この点はよく注目しているところでございます。

さらに、輸入公社につきましては、農林大臣から御答弁がございましたが、ただいま申し上げましたような海外の動向も考慮をみて、この構想は一向に値する構想でございます。そこで、外貨活用及び緊急需給調整等との見地から、輸入備蓄公団という構想のもとに事務レベルで目下検討されておりますが、木材を入れるべきか、入れるべからざるか、入れる場合にどういふ構想でやるか等について、いま、いろいろ練つておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣(加藤常太郎)君登壇〕

○国務大臣(加藤常太郎)君 竹内議員から私に対する質問は二件あったと思ひますが、まず、林業の労働力の確保の問題についてお答えいたします。林業労働者につきましては、御承知のように、当該産業の特殊性にかんがみまして、どうも労働災害の発生率が高いことは御承知のとおりであります。また、一般的に労働管理の近代化が、労働者といふ現状であります。さういふ意味で、労働省といひましては、労働災害の防止を中心として、労働管理の近代化、労働条件の向上等を促進いたしたい所存であります。

また、林業労働者通年就業奨励事業の推進につきましても、農林省とよく連携をとつて、林業労働者の雇用の安定と確保につとめたいつもりであります。

第二の問題は白ろろ病の問題であります。民有林の林業労働者が業務上の白ろろ病にかかった場合には、労災保険から所要の補償を行なうこととなっております。また、健康診断の励行により患者の早期発見につとめ、また、療養を必要とする労働者に対しては、医師の指示によつて療養を受けるよう指導を行なつております。

なお、現在、専門家によつて、白ろろ病の健康診断項目等について検討をお願いいたしているところであります。今後とも、これらの結論を伺いつつ、白ろろ病の適正な認定と補償に万全を期し、またチェンソーの問題については、合理的に

八二〇

また、森林組合の大型合併、事業範囲の拡大、組合資格の範囲拡大等を指向するこの法改正は、昭和四十八年度から出発した第二次林業構造改革事業の支柱である高密路網の展開による自走式機

械の導入とともに、民有林の経営を労働集約型から資本集約型森林経営への転換を目ざすものでありまして、森林組合を施設組合から企業組合に大きく変えようとするものと考えられるのであります。しかし、これは、森林組合の恩恵を最も厚く受けるべき零細林業家にとっては、従来にも増して遠い存在となり、減反政策などと相まって、森林は、一そり一部の大山持ちに集中し、過疎化と林業労働者の不足に拍車が加えられ、林業と山村の破綻を招くことは必定であろうと考えられるのであります。同時に、資本集約型森林経営は、大面積の皆伐主義、単純一斉造林主義となつて、林地の破壊の道を歩むことになるのではなからうかと懸念するものであります。今日の国有林経営は、その生きた教訓を余すところなく示しておりま

農林大臣の見解をお聞かせ願いたいと存じます。

次に、林業労働者の中に蔓延している白ろう病の問題について、農林大臣、労働大臣、人事院総裁にお尋ねします。

国が直接経営している国有林事業に携わる国家公務員である山林労働者の中に、六千人に余る白ろう病を訴える者と、一千三百人の認定者を出している重大な人権問題について、農林大臣はどのような責任を感じているのかを伺いたいと思います。

また、現行の認定基準による治療の手おくれ、温泉加療、入院治療の制限、八割にしか満たない休業補償、さらには、全く補償金なしで退職せざるを得ないまの実情は、国有林労働者の苦しみを増加させ、その生活を暗たんたるものにしていくのであります。こうした実情、実態を、農林大臣、人事院総裁はどのように認識しておられるのか、疑わしいのであります。

白ろろ病にはいまのところ完全な治療法がない
ことと、チェンソー、刈り払い機などの振動機械
を使用すればこの病気にかかることがはつきりし

ているのであります。このことは、さらに一そう悲惨なものにしているのであります。これは明らかに人権問題であります。すみやかに抜本的対策を講ずべきことは言うをまたないところでありますが、このことを強く要請してやみません。農林大臣並びに人事院総裁の責任ある答弁を求めます。

民有林労働者の白ろう病について労働大臣にお尋ねいたします。

現在、認定農者は百名程度と聞いていますが、国有林の十倍の機械を使っており、民有林の使用時間は国有林の三倍に及び、五時間ないし六時間から使用している実態でありまして、これは全く理解しかねるところであります。

先般のわが党の全国的な調査結果によれば、
チェーンスー使用者の半数以上、場所によつては倍
八割も白ろろ病症状を訴えているのであります。
しかも、国有林以上に症状が悪化し、廃人の一歩前
の患者も含めて、少なくとも万単位の患者が山奥
深く隠されているものと考えるものであります。
すみやかに国をあげて対策を立てなければ、死亡
者や廃人同様の重症患者が、近い将来に大量に発
生する可能性が予想される現状であります。

労働大臣の御見解をお尋ねいたします。

終わりに、小規模林業家を山から追い出し、山村の過疎化に一そうの拍車をかけ、無権利同様の労働者を放置し、林業労働者の確保をより困難にし、その上に山荒らし施業につながる懸念のある反面、自然保護をはじめ、最も重要な課題である民有林の振興、山村振興にいささかの実効も期待できない本改正案に賛成できない態度を明らかにしながら、林業振興決議のすみやかなる実現を期し、緑したたる山づくりによって住みよい国づくりを推進することを提唱して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角榮君登壇〕
○内閣総理大臣(田中角榮君) 米内山義一郎君に
お答えをいたします。

第一は、森林施策の基本についてでございますが、本件につきましては、先刻竹内君に申し上げましたので、御了承賜りたいと存じます。

国有林につきましては申し上げますと、国有林野の持つ公益的機能を重視し、森林施策を実施するとともに、民有林、国有林を通じて、治山事業の計画的推進、林道、造林等の林業生産基盤の整備、林業構造の改善、林業従事者の福祉の向上と養成、確保等の諸施策を積極的に進めてまいりたいと考えるわけでございます。

次は、買い占めや乱開発と列島改造論との関係について申し上げたいと存じます。

日本列島改造構想は、過密過疎問題、公害、住宅、交通難、地価高騰等国民の日常生活にかかわつて居る諸問題を抜本的に解決するための考えとして掲げる案をしたものでございます。地価上昇の原因は、基本的に宅地需要の不均衡や土地利用の混乱にあり、基本的には、地方開発を推進し、国土の均衡ある利用を計画的にはかつて、大都市に集中する人と産業の流れを変え、宅地需要の分散をはかることとが問題解決の抜本策であります。列島改造構想にもこの趣旨に沿つたものでございます。

他方、当面の地価高騰や乱開発の現象は、国民の住宅取得に支障を与え、地方開発の計画的推進を阻害することにもなりますので、政府としては、税制、金融その他各般の土地対策を講じておるところでございます。

国土総合開発法案とこれに関連する各種法案の中で、土地利用基本計画の策定と土地取引及び開発行為の規制に関する制度の充実をはかることといたしておりますので、森林法の一部改正案もその一環であると御理解をいただきたいのであります。

以上。(拍手)

「国務大臣櫻内義雄君登壇」

○国務大臣 櫻内義雄君 私へのお尋ねは、国有林野の売り払いについてのお尋ねがまずございませした。

これに国有林野の活用に関する法律等に基づきまして、国有林野事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、公共的用途及び農林業の構造改善の用に供する場合を主体として適正に行なっており、その際、特に国土の保全、水資源の涵養、環境の保全等森林の公益的機能にも十分配慮しているところでございます。

今回の森林法の改正によつて行なり民有林の開発規制は、大規模な開発行為の実施段階において、これが森林の現に有する国土の保全、水源の保全、自然環境の保全、形成等のいわゆる公益的機能との関連において、周辺地域に悪影響を及ぼすことがないよう規制しようとするものであつて、国、自治体がいり上げをしなくとも、これによつて土地の投機的な取引を抑制し、無秩序な開発を防止し得るものと考えております。

森林組合が小林家にとってますます遠い存在だ
とのことでありますが、最近におけるきびしい森
林林業事情に対処し、事業範囲の拡大等の制度改
正及び広域合併の推進をはかることとし、小規模
の林家の林業経営に寄与することとしているので
あります。

さらに、森林環境の保全への配慮を強化した第
二次林業構造改善事業の実施とも相まって、森林
の有する公益的機能の維持、増進にも望ましい効
果を期待できるものと考えております。

白ろろ病についてお尋ねでございますが、先ほどお答えしたとおりでございますして、具体的に申し上げます。関係省庁とも十分連絡をとりながら、林業機械の開発、改良、振動機械使用時間の規制等により、疾病の発生防止につとめるとともに、認定者については治療方法の研究、休業者の補償及び転職者の賃金保障などを実施しておりますところでありますが、今後なおこの対策を充実することに努力してまいりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣加藤常太郎君登壇〕
○国務大臣（加藤常太郎君） 白ろろ病の問題に
いては先ほどお答えしたとおりであります、

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号

森林法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する米内山義一郎君の質疑
た議長の報告

八二二

ねてお答えをいたしたいと思ひます。

民有林労働者の業務上の白ろう病の認定は、専門医の意見を聞いて行なっております。業務上の白ろう病につきましては、御承知のように、必要な療養と休業補償の支給と所要の労災補償が行なわれることとなっております。

また、チェンソーの導入に対する弊害についても、これまた先ほどお答えしたとおり、これが改善を検討中であります。

なお、現在専門家によって白ろう病の健康診断項目等について検討をお願いいたしておりますので、これとあわせて、今後白ろう病の適正な認定と補償については万全を期する所存であります。

(拍手)

〔政府委員佐藤達夫君登壇〕

○政府委員(佐藤達夫君) お答え申し上げます。

国有林従業員関係の白ろう病についてお尋ねでございますが、公務災害補償法の適用の問題になるわけでございますが、人事院におきましては、白ろう病の問題が出て間もなく、昭和四十一年にいち早くこれを職業病に指定いたしました。認定の関係ではよほど改善されておるつもりでございます。

なお、治療につきましては、先ほど米内山議員御指摘のとおりでございます。白ろう病については、どういふ治療方法があるかという点について、まだ医学上確立したものが出ないという現状でございますが、現在におきましては、医学上必要かつ相当の処置としては、やはり薬物療法、これを主としてやっております。

なお、入院関係も必要に応じて認めております。

ただ、温泉関係につきましては、先ほど触れましたように、温泉治療の効果というものがまだ医学的に証明されておる段階でございせんので、このほうの研究の成果にまちまして、結論によって直ちにまた実施に移したいと思っておりますが、さうなことでお答えをいたしたいと思ひます。

す。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(中村梅吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君
法務大臣 田中伊三三君
農林大臣 櫻内 義雄君
通商産業大臣 中曾根康弘君
労働大臣 加藤常太郎君
自治大臣 江崎 真澄君
国務大臣 小坂善太郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 任用局長 渡辺 哲利君
人事院事務総局 職員局長 中村 博君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律
(通知書受領)
一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
機械類信用保険法の一部を改正する法律

金銀鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律

金銀鉱業等鉱害対策特別措置法
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律
飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律

法人税法の一部を改正する法律
租税特別措置法の一部を改正する法律
(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十七年度第三・四半期における予算使用の状況

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 佐野 憲治君 補欠 渡辺 惣蔵君
佐野 憲治君 補欠 渡辺 惣蔵君

社会労働委員
辞任 田中美智子君 補欠 田中美智子君
田中美智子君 補欠 田中美智子君

農林水産委員
辞任 諫山 博君 補欠 田中美智子君
諫山 博君 補欠 田中美智子君

建設委員
辞任 小沢 一郎君 補欠 羽田 孜君
小沢 一郎君 補欠 羽田 孜君

下平 正一君 補欠 阿部 昭吾君
渡辺 惣蔵君 補欠 佐野 憲治君
渡辺 武三君 補欠 塚本 三郎君

羽田 孜君 補欠 小沢 一郎君
阿部 昭吾君 補欠 下平 正一君
佐野 憲治君 補欠 渡辺 惣蔵君

塚本 三郎君 補欠 渡辺 武三君

予算委員

辞任 阿部 昭吾君 補欠 下平 正一君
安里積千代君 補欠 渡辺 武三君
下平 正一君 補欠 阿部 昭吾君

決算委員
辞任 渡辺 武三君 補欠 安里積千代君

吉永 治市君 補欠 小沢 一郎君
小沢 一郎君 補欠 吉永 治市君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 吉田 法晴君 補欠 山口 鶴男君
山口 鶴男君 補欠 吉田 法晴君

法務委員
辞任 河本 敏夫君 補欠 片岡 清一君
保岡 興治君 補欠 大村 襄治君

大村 襄治君 補欠 保岡 興治君
片岡 清一君 補欠 河本 敏夫君

外務委員
辞任 近江巳記夫君 補欠 渡部 一郎君

文教委員
辞任 三塚 博君 補欠 羽田 孜君
安田 貴六君 補欠 藤波 孝生君

藤波 孝生君 補欠 湯山 勇君
山口 鶴男君 補欠 吉田 法晴君
羽田 孜君 補欠 三塚 博君

藤波 孝生君 補欠 安田 貴六君
湯山 勇君 補欠 藤波 孝生君
吉田 法晴君 補欠 山口 鶴男君

商工委員
辞任 米原 昶君 補欠 荒木 宏君

渡部 一郎君 近江巳記夫君
荒木 宏君 米原 和君

運輸委員 補欠 羽田 孜君

大竹 太郎君 羽田 孜君
羽田 孜君 大竹 太郎君

決算委員 補欠 河本 敏夫君

中村 弘海君 河本 敏夫君
河本 敏夫君 中村 弘海君

懲罰委員 補欠 米原 和君

寺前 嚴君 米原 和君
米原 和君 寺前 嚴君

特別委員 補欠 江藤 隆美君

宮崎 茂一君 江藤 隆美君
江藤 隆美君 宮崎 茂一君

災害対策特別委員 補欠 宮崎 茂一君

宮崎 茂一君 江藤 隆美君
江藤 隆美君 宮崎 茂一君

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題
国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和四十八年四月十九日

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

衆議院議長 中村 梅吉殿

運輸委員長 井原 岸高

法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

大蔵委員会 付託

国土総合開発法案(内閣提出第一一四号)

建設委員会 付託

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外八名提出、参法第三三〇号)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外九名提出、衆法第二九号)

失業保険法等の一部を改正する法律案(田口一男君外九名提出、衆法第三〇号)

以上二件 社会労働委員会 付託

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

消費生活用製品安全法案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法案

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

緊急雇用安定臨時措置法案(田邊誠君外九名提出)

失業保険法等の一部を改正する法律案(田口一男君外九名提出)

(議案通知)

一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案

一、去る二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(審判書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員神田大作君提出家内労働者の労働条件改善に関する質問に対する答弁書

家内労働者の労働条件改善に関する質問主 意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年四月十二日

提出者 神田 大作

衆議院議長 中村 梅吉殿

家内労働者の労働条件改善に関する質問主 意書

昭和四十五年、きわめて低い労働条件をいら

れてきた家内労働者の労働条件の改善をめざし

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

行二カ年余、いまだに法の完全な施行と労働条件の改善は満足すべき状態にない。そこで、次の点について政府の見解をただしたい。

一 二百余万の国内労働者に国内労働手帳を交付することが急務であるにもかかわらずその普及は遅々として進んでいない。

すみやかに国内労働者全員に国内労働手帳がゆきわたるよう万全の措置を講ずべきである。

二 国内労働者は、ぎりぎりの生活の維持のため働いているのであつて、この国内労働による収入に課税するというのは、最低の生活を支えるための労働という点から見ても大きな疑問が生ずる。

労働省労働基準局昭和四十七年五月の「国内労働のしおり」でいみじくも指摘しているとおり「国内労働者の約九割は、内職的国内労働者で、その平均収入は、年間十六万三千円です。したがつて、ほとんどの国内労働者は必要経費の控除を考えると、本人の所得について所得税も地方税もかからず、また夫の税金の計算のとき、配偶者控除を受けられます。」という国内労働の実情である以上、この際、国内労働による一切の収入に対する課税を免税とすべきであると考えざるがどうか。

三 国内労働法では、最低賃金を決定することができると定められているが、通例定められた最低賃金は、最低賃金法による最低賃金をやや下まわつてゐる。

最低賃金が最低賃金を下まわることのないよう定められるべきではないか。

四 労働災害補償制度は、国内労働者の場合、特別加入で一定の作業に限定されているが、すべての国内労働者に適用されるべきではないか。

五 国内労働法成立時に両院社会労働委員会ではされた附帯決議で、「本法施行にあたり必要な労働基準監督官の確保」に努めることが明記されているにもかかわらず、実際には、全く監督官が確保されていない。

すみやかに労働基準監督官の確保に努めるべきではないか。
右質問する。

昭和四十八年四月二十日

内閣総理大臣 田中 角榮

衆議院議長 中村 梅吉殿

衆議院議員神田大作君提出国内労働者の労働条件改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員神田大作君提出国内労働者の労働条件改善に関する質問に対する答弁書

一 について

国内労働手帳制度は、委託条件の明確化を図るための基本的な事項であるので、法施行以来、国内労働行政の重点として諸々の機会を通じてその普及に努めており、とくに毎年実施している「国内労働旬間」においては、本制度の普及徹底のための広報、監督指導等を行ひ返し行なつてゐるところである。今後ともその普及には一層努力してまいりたい。

二 について

国内労働者など一般的に所得が低く税負担力に乏しい者の課税については、従来から課税最低限の引上げ等により、十分配慮してきてゐるところであり、今後とも努力してまいりたい。

三 について

最低賃金の額は、その地域内における同一又は類似の業務に従事する雇用労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮し、三者構成の審議機関の答申を尊重して決定しているものである。今後とも最低賃金の決定に当たつては、適正な水準を確保してまいりたい。

四 について

労災保険制度は、本来、雇用関係を前提とした制度であるが、国内労働者についてもその業務の実態、災害の発生状況等からみて、危険有

害度の高い業種および作業に従事する場合に特別加入の途をひらいたものであり、その範囲については、これらの趣旨をふまえて今後さらに検討してまいりたい。

五 について

国内労働法施行後、昭和四十八年度までに合計二六四名の労働基準監督官の増員を図つてきたところであり、国内労働法の施行については、さらに効果的な監督指導に努めてまいりたい。右答弁する。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化を行なうほか、土地に係る固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに、税負担の激緩和を行ないつつ課税の適正化を図り、あわせて特別土地保有税を創設しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

1 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改める。

(1) 基礎控除額を十六万円（現行十五万円）に引き上げる。

(2) 配偶者控除額を十五万円（現行十四万円）に引き上げる。

(3) 扶養控除額を十二万円（現行十一万円）に引き上げる。

(4) 寡婦控除、障害者控除、老年者控除又は勤労学生控除の額をそれぞれ十二万円（現行十万円）に引き上げるとともに、特別障害者控除額を十四万円（現行十二万円）に引き上げる。

(5) 配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る扶養控除額を十四万円（現行十二万円）に引き上げる。

2 市町村民税の所得割について、税率の適用区分を次のとおり改める。

税率 改正案 現行

二% 三十万円以下 十五万円以下
三% 五十万円以下 四十万円以下
四% 八十万円以下 七十万円以下
五% 百十万円以下 百万円以下
六% 百五十万円以下 百五十万円以下
（以下略）

3 扶養親族のうち年齢七十歳以上の者（障害者を除く。）について、通常の扶養控除（現行十一万円）に代えて、老人扶養控除（十四万円）を設ける。

4 夫と死別した後婚姻をしていない者で扶養親族のない者（年所得百五十万円以下の者に限る。）についても寡婦控除を適用する。

5 障害者、未成年者、老年者又は寡婦に就いての非課税の範囲を、年所得四十三万円（現行二十八万円）までとする。

(二) 事業税

個人の事業税の事業主控除額を八十万円（現行六十万円）に引き上げる。

(三) 不動産取得税

1 新築住宅に係る控除額を二百三十万円（現行百五十万円）に引き上げる。

2 免税点について、土地の取得にあつては十万円（現行五万円）に、家屋の取得のうち、建築に係るものにあつては二十三万円（現行十五万円）、その他のものにあつては十二万円（現行八万円）に引き上げる。

3 本州四国連絡橋公団が直接その本来の業務の用に供するための不動産等の取得については、不動産取得税を非課税とする。

4 病院、旅館等の防火対象物に該当する家

屋を建築した場合の課税標準は、その建築が昭和五十一年三月三十一日までに行なわれたときに限り、当該家屋の価格から消防設備の価格に相当する額を控除した額とする。

5 住宅を購入して譲渡する特定の者が新築未使用住宅を購入して当該購入の日から六月以内にこれを譲渡した場合においては、当該譲渡をもって当該住宅の取得があつたものとみなして不動産取得税を課する。

6 土地改良区が、土地改良事業の実施に伴い換地計画において一定の用途に供するものとして定められ、かつ、換地とみなされる土地を取得した場合において、二年以内にこれを譲渡したときは、不動産取得税の納税義務を免除する。

四 娯楽施設利用税

ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の標準税率を八百円(現行六百円)に引き上げるとともに、ゴルフ場所在市町村に対して交付する娯楽施設利用税交付金の交付率を二分の一(現行三分の一)に引き上げる。

五 料理飲食等消費税

1 飲食店等における飲食の免税点を千二百円(現行九百円)に引き上げるとともに、あらかじめ提供品ごとに料金を支払う飲食の免税点を六百円(現行四百五十円)に引き上げる。

2 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を二千四百円(現行千八百円)に引き上げる。

六 自動車税

自動車税の納期を五月(現行四月及び十月)とする。

七 固定資産税

1 宅地等に係る固定資産税について、住宅用地に対する軽減措置を講ずるとともに、税負担の激変を緩和するための調整措置を講ずる。

講じつつ、評価額に基づいて課税することとし、次の措置を講ずるものとする。

(1) 住宅用地については、課税標準をその価格の二分の一の額とする。ことに、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り、現行の負担調整措置を継続する。

(2) 非住宅用地(住宅用地以外の宅地等をいう)については、昭和四十八年度及び昭和四十九年度に限り、次の措置を講ずる。

ア 法人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和四十八年度にあつてはその価格と現行制度による昭和四十八年度の課税標準となるべき額との差額の三分の二の額を、昭和四十九年度にあつては当該差額の三分の一の額をその価格から控除して得た額によつて算定した税額とする。

イ 個人が所有する非住宅用地の固定資産税の額は、昭和四十八年度にあつては現行の負担調整措置による税額とし、昭和四十九年度にあつてはその価格と現行制度による昭和四十八年度の課税標準となるべき額との差額の二分の一の額をその価格から控除して得た額によつて算定した税額とする。

(3) 現行の負担調整措置を継続する場合において、その価格に対する課税標準となるべき額の割合が、昭和四十八年度にあつては百分の十五未満、昭和四十九年度にあつては百分の三十未満である宅地等については、当該各年度における課税標準となるべき額を、それぞれその価格の百分の十五の額及び百分の三十の額とする。

2 免税点について、土地にあつては十五万円(現行八万円)に、家屋にあつては八万円(現行五万円)に、償却資産にあつては百万円(現行三十万円)に引き上げる。

3 水産業協同組合共済会の事務所及び倉庫については、非課税とする。

4 新規営業路線について認められている現行の課税標準の特例の適用範囲に特定の車庫の新増設をするために敷設した構築物を加えるとともに、公害の発生を抑止等の性能を有する機械その他の生産設備の課税標準は、取得後三年度間に限り、その価格の二分の一の額とする。ほか、本州四国連絡橋公団が所有する本州と四国を連絡する鉄道施設にかかる固定資産の課税標準は、その価格の二分の一の額とする等課税標準の特例を設ける。

八 電気ガス税

1 税率を六パーセント(現行七パーセント)に引き下げる。

2 免税点について、電気にあつては千円(現行八百円)に、ガスにあつては二千五百円(現行千六百円)に引き上げる。

3 無水マレーン酸及び非課税期間の満了する人工軽量骨材(頁岩を原料とするものに限り)及びブチルゴムを非課税品目に加え、非課税品目のうち焼成リン肥を削除する。

九 身体障害者福祉施設、養護老人ホーム等の施設において直接その施設の入所者の保護のために使用する電気及びガスを非課税とする。

4 身体障害者福祉施設、養護老人ホーム等の施設において直接その施設の入所者の保護のために使用する電気及びガスを非課税とする。

特別土地保有税
市町村税として特別土地保有税を次により創設する。

1 特別土地保有税は、土地(昭和四十四年一月一日以後に取得されたものに限り)又は土地の取得(昭和四十八年七月一日以後の取得に限る)に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者(以下「土地の所有者等」という)に課する。

2 次の土地については、非課税とする。
(1) 国又は地方公共団体が取得し、又は所有する土地

(2) 相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転に係る土地

(3) 農林経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策等に適合する用途に供されている土地

3 課税標準は、土地の取得価格とする。

4 税率は、土地に対して課するものにあつては百分の一・四、土地の取得に対して課するものにあつては百分の三とする。ただし、当該土地に係る固定資産税額及び不動産取得税額に相当する額は控除する。

5 特別土地保有税は、市町村の区域内において、同一の者につき、土地に対して課するものにあつては、その者が一月一日に所有する土地の面積が、土地の取得に対して課するものにあつては、その者が一月一日又は七月一日前一年以内に取得した土地の面積が、それぞれ次の区域の区分に応じ、次に掲げる面積(以下「基準面積」という)に満たない場合には、課さない。

(1) 指定都市の区及び都の特別区の区域 二千平方メートル

(2) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域 五千平方メートル

(3) その他の市町村の区域 一万平方メートル

6 徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日とする。
(1) 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者の当該土地に対して課するもの その年の五月三十一日

(2) 一月一日又は七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者の当該土地

(三) その他

地の取得に対して課するもの、それぞれその年の二月末日又は八月三十一日

7 市町村は、土地の所有者等がその土地を前記2の(3)に掲げる土地として使用しようとする場合において、市町村長によるその事実の認定日以後二年(建物等の建設に要する期間が通常二年をこえること等やむを得ない事情がある場合には市町村長が相当と認める期間)内に当該土地として使用を開始し、かつ、市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税の納税義務を免除する。

8 市町村長は、前記7の認定をした場合には、土地の所有者等からの徴収猶予の申請に基づき、前記7に規定する期間を限度として当該土地に係る特別土地保有税の徴収を猶予するものとする。

9 市町村は、特別土地保有税を徴収した場合において、当該特別土地保有税について前記7の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて当該特別土地保有税を還付する。

(四) 自動車取得税

1 国の補助をうけて、いわゆる通称バスを昭和五十二年三月三十一日までに取得した場合に、自動車取得税を非課税とする。

2 一定基準に適合するいわゆる低公害自動車を取得した場合には、自動車取得税の税率を、昭和四十九年三月三十一日までは百分の一、昭和四十九年四月一日から昭和四十九年九月三十日まででは百分の二とする。

(五) 施行期日

前期四並びに(四)の2、3及び4の改正は昭和四十八年六月一日から、(四)の改正は昭和四十八年七月一日から、(四)及び(四)の1の改正は昭和四十八年十月一日から、(四)の改正は昭和四十九年四月一日から、その他の改正は昭和四十八年四月一日から施行する。

以上の改正により、昭和四十八年度においては、個人の住民税において一千六百十二億円、個人の事業税において百三十四億円、不動産取得税において百五十八億円、料理飲食等消費税において百四十五億円、電気ガス税その他において二百十八億円、合計一千七百七十七億円(平年度二千四百四十一億円)の減税となるが、一方、固定資産税の課税の適正化により四百一十一億円、特別土地保有税の創設により十二億円、娯楽施設利用税について五十億円、国の特別措置の改正に伴い十二億円、合計四百八十五億円の増収が見込まれるので、差引き一千二百三十二億円(平年度一千四百五十七億円)の減収となる。

二 議案の修正議決理由

地方税負担と地方財政の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税及び電気ガス税等について負担の軽減合理化を図り、また、宅地等に係る固定資産税について、住宅用地に対し軽減措置を講ずるとともに税負担の激緩和を行ないつつ、課税の適正化を図るため所要の措置を講ずるほか、土地の投機的取得を抑制するため特別土地保有税を創設しようとする本案の趣旨は妥当と認めるが、固定資産税及び都市計画税について、税負担の均衡及び土地対策に資する見地から三大都市圏の都市に所在するA農地及びB農地に限り、昭和四十八年度ないし昭和四十九年度から評価額を基礎として段階的に税負担の均衡化を進める必要があり、かつ、諸般の事情から施行期日を公布の日に変更するにこれに伴う関係規定の適用について整備を図る必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、日本社会党、公明党及び民社党より、三百三十万平方メートル以下の住宅用地の固定資産税額及び都市計画税額を、昭和四十八年度から昭和五十年年度までの間、昭和四十七年度の税額に据え置くこと等を内容とする三党共同による修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四十八年四月二十四日

衆議院議長 中村 梅吉殿

地方行政委員長 上村千一郎

(別紙)

(小字及び一は修正)

附則第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分の固定資産税に限り、住宅用地(第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ)以外の宅地等(以下「非住宅用地」という)で法人の所有するものに係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に昭和四十八年度においては三分の二、昭和四十九年度においては三分の一をそれぞれ乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 昭和四十八年度分の固定資産税について前条第一項の規定の適用があるものとした場合における宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

昭和四十九年度分の固定資産税に限り、個人の所有する非住宅用地に係る固定資産税の額は、当該非住宅用地の第一号に掲げる額が第二

号に掲げる額をこえる場合には、当該非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に二分の一を乗じて得た額を控除した額を、当該非住宅用地に係る同年年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

一 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

二 次に掲げる額のうちいずれが多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

ロ 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

3 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度において新たに固定資産税を課することとなるものに係る同年年度分の固定資産税に係る前二項の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該法人又は当該個人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

4 法人又は個人の所有する非住宅用地のうち昭和四十九年度に係る賦課期日において地目の交換等があるもの(第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けるものを除く)に係る同年年度分の固定資産税に係る第一項及び第二項の規定の適用については、昭和四十八年度に係る賦課期日において当該非住宅用地に係る地目の交換等があつたものとみなす。

第十八条の三 昭和四十九年度に係る賦課期日において法人の所有する非住宅用地から住宅用地への変更又は住宅用地から法人の所有する非住宅用地への変更がある宅地等に係る同年度分の固定資産税に係る前二条の規定の適用については、当該宅地等は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

2 昭和四十九年度に係る賦課期日において所有者の法人から個人への変更又は個人から法人への変更がある非住宅用地に係る同年度分の固定資産税に係る前条の規定の適用については、当該非住宅用地は、昭和四十八年度に係る賦課期日においてそれぞれ個人の所有する非住宅用地又は法人の所有する非住宅用地であつたものとみなす。

附則第十九条の三 第一項の表以外の部分中昭和四十七年度を昭和四十八年度に、「同年度」を「昭和四十七年度」に、「これに課する次の表」を「次の表の上欄に掲げるものに対して課する同表に」、「課税標準となるべき価格」を「当該課税標準となるべき価格を求めた価格」とし、同表の表の中(備考)以外の部分を次のように改める。

市街化区域農地の区分		年 度	率
一	イ 単位評価額が市街化区域宅地平均価格以上であるもの(単位評価額が一万円未満であるものを除く。)	昭和四十八年度	〇・二
		昭和四十九年度	〇・四
		昭和五十年年度	〇・七
		昭和五十一年度以降の各年度	一・〇
	ロ 単位評価額が五万円以上であるもの	昭和五十一年度以降の各年度	一・〇
二	単位評価額が市街化区域宅地平均価格の二分の一以上市街化区域宅地平均価格未満であるもの(前号ロに掲げるもの及び単位評価額が一万円未満であるものを除く。)	昭和四十九年度	〇・二
		昭和五十一年度	〇・四
		昭和五十一年度	〇・七
		昭和五十一年度以降の各年度	一・〇

附則第十九条の三 第二項中「固定資産税については」の下に、「当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地であるときは」を加え、同条第三項中「第一項に規定する市街化区域農地の区分(前項後段の規定による区分を含む。以下本項において同じ。)」を「第一項の表の第一号に掲げる市街化区域農地、同表の第二号に掲げる市街化区域農地及びその他の市街化区域農地の区分に」、「第一項に規定する市街化区域農地の区分を」、「当該市街化区域農地の区分に」改め、同条第四項の表を次のように改め、同条第五項を削る。

第一項中表以外の部分	昭和四十八年度	昭和四十七年度
	市街化区域設定年度(都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められた日の属する年の翌年の一月一日(その定められた日が一月一日である場合には、その日)を賦課期日とする年度をいう。以下同じ。)	市街化区域設定年度

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

第一項の表

昭和四十八年度	市街化区域設定年度
昭和四十九年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和五十年年度	市街化区域設定年度の翌翌年度
昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度
昭和四十七年度	市街化区域設定年度
昭和四十八年度	市街化区域設定年度の翌年度
昭和四十七年度	市街化区域設定年度

第二項及び第三項

附則第二十條中「〇附則第十九條又は前條を又は附則第十九條に改め、又は第十九項を」若しくは第十九項又は附則第十五條第十項に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第十八條又は附則第十八條の二の場合において、当該宅地等が昭和四十八年度分又は昭和四十九年度分の固定資産税について第三百四十九條の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五條第十項の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該宅地等に係る附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第二項若しくは第二項の固定資産税の課税標準となるべき価格は、当該宅地等の固定資産税の課税標準となるべき価格に第三百四十九條の三第九項、第十四項、第十五項、第十八項若しくは第十九項又は附則第十五條第十項に規定する率を乗じて得た額とする。

附則第二十七條中「第九項の下に」、「第十四項」を加え、「又は第二十項」を「若しくは第十九項又は附則第十五條第十項」に改める。

附則第二十七條の二中「固定資産税の課税標準となるべき価格(当該課税標準となるべき価格を求めた価格を求めた類似宅地について附則第十八條第一項の規定の適用がある場合にあつては、比率課税標準額)を(固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額)」に改める。

附則第二十八條第二項の表以外の部分中「第十八條第一項」の下に「若しくは第八項、附則第十八條の二第二項若しくは第二項」を加え、同項の表中調整対象宅地等の項を次のように改める。

当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	宅地等比率価格
---	---------

附則第二十八條第一項の表中調整対象宅地等の項の次に次のように加える

当該年度に係る賦課期日において地目の変換等がある年度又は新たに固定資産税を課することとなる年度	昭和四十八年度	昭和四十九年度	宅地等比準価格
当該調整対象非住宅用地の昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を	当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の二を乗じて得た額を	法人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額と	個人の所有するものにあつては、当該調整対象非住宅用地の昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格から、附則第十八条の二第二号に掲げる額と同項第二号に掲げる額との差額に三分の一を乗じて得た額を控除した額と

附則第二十八條第三項中「市街化区域農地の区分」の下に「又は市街化区域農地が同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地に該当しない旨」を加える。

附則第二十九條の二中間においての下に「附則第二十九條の三の規定が適用される」を加える。

附則第二十九條の四第一項中「又は第三号」を削る。

附則第二十九條の五を次のように改め、附則第二十九條の六及び附則第二十九條の七を削る。
(市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税の特例)

第二十九条の五 附則第十九条の三税額の算定に関する部分に限る。附則第二十三条(附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街街化区域農地に係る部分に限る。)(附則第二十七条の二及び附則第二十九条から前条までの規定は、昭和四十八年度以降の各年度に係る市街街化区域農地における部分に限る。)(特別区に存する区域に限る。)、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏、附則第九條整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第三条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在する附則第十九条の三第一項の表の上欄に掲げる市街化区域農地以外の同項の表の上欄に掲げる市街化区域農地については、当分の間、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地が昭和四十九年度以降の各年度に係る賦課期日において同項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る附則第十九条の三及び附則第二十七条の二の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 附則第二十九条の二及び附則第二十九条の三の規定は、附則第十九条の三第三項の表の上欄に掲げる市街化区域農地のうち当該年度に係る賦課期日において第一項の規定の適用がないものが、同日の翌日からその年の末日までの間において同項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた場合について準用する。

附則第三十条中「調整対象宅地等」の下に、「調整対象非住宅用地」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第百十二条

の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年四月一日から、特別土地保有者に関する改正規定は同年七月一日から、第四百九十条の四、第四百九十条の五第一項、第二百九十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第四百九十九条、第五百十条第三項及び第四百九十条並びに第五百一十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に關する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。)に關する部分を除く。)は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）で同年四月一日（以下施行日）といふ前に支払われたものにつき徴収され

二子惟果說

入年法律第(号)による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「改正後の所得税法」という。)

法といふ。

金額に係る分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）をこえる場合には、改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で所得税法の一部を改正する法律の施行日以後に支払われるものにも係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（昭和四十九年四月一日以後に支払われるもの）」と読み替へるものとする。

の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十九号)の施行の日

十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十九号)附則第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額」とする。

(事業税に關する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十八年四月一日施行日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十九号)以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」といふ。附則第十二条第四項の規定により読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)以下「改正前の租税特別措置法」といふ。第五十五条又は第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九項第一項及び第四項の規定は、昭和四十八年四月一日施行日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に關する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に關する規定の適用)

第四条

次に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に關する部分は、この法律の施行の日施行日以後の不動産取得税に關する規定の適用

2 新法第七十三条の十四第一項及び第七十三条の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に對して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條第六項の規定は、昭和四十八年四月一日以後の土地の取得に對して課する不動産取得税について適用する。

(市町村民税に關する規定の適用)

第八条 新法の規定中個人の市町村民税に關する部分(新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」といふ。))に關する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。))に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分(新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。))は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 議案に關する報告書

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割に關する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」といふ。))をこえる場合には、旧法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第七十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(昭和四十八年四月一日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十九号)附則第八條第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額)とする。

第十条 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三の二の規定が適用される住宅用地(前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。))及び新法附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項の規定が適用される宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額(以下この項において「宅地等の額」といふ。))をこえる場合には、これらの額を当該宅地等の額に引き加へて課税するものとする。

○及び当該市街化区域に在る宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一条第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該宅地等の価格に新法第三百四十九条の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額(以下この項において「宅地等の額」といふ。))をこえる場合には、これらの額を当該宅地等の額に引き加へて課税するものとする。

○の所有者に通知することによつて、新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代へることができ。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九條の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百十七條第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十九号)附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項(第四百十九條第三項の場合を含む。))の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十條第一項の規定による当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第八項又は附則第十八条の二第一項の規定が適用される宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

○及び市街化区域に在る宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

○及び市街化区域に在る宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四條第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等(以下この項において「宅地等」といふ。))に對して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

第十一條 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税につ

いて、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であるこ
との認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固
定資産税の税額の算定(以下この条において「本算定」という。)ができなかつた場合には、個人の所
有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八
條第八項の規定又は新法附則第十八條の二第一項の規定の適用があるものとして、これらの規定に
より仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額(以下この条において「仮算定税額」と
いう。)を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税を
それぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合に
は、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和
四十八年度分の固定資産税額(以下この条において「本算定税額」という。)にすでに賦課した固定資
産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに
徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第十七條又は第十七條の二の規定の例に
よつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなけれ
ばならない。

3 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者
に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を
添附しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については
旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八條第八項の規定若し
くは新法附則第十八條の二第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該税額を含むもので
あること。

二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納
期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、
その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものである
こと。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等につ
いて第二項の規定による通知が行なわれる日までの間は、財産の換価は、することができない。

5 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、宅地等に対して課する同年年度分の固定資産税について、施行日前に、旧法の規定による同年
度分の税額の算定(以下この項において「旧算定」という。)を行ない、当該旧算定による税額を記載した納税通知書を交付している
場合には、当該旧算定による税額が本算定による同年年度分の税額と同一であることが明らかであるとき市町村長が認めたときを除き、
当該旧算定による税額を仮算定税額と、当該納税通知書に係る賦課を第一項の仮算定税額による賦課とみなして、第一項、第二項及
び前項の規定を適用する。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十五條 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭
和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 附則第十條第二項の規定は、新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地(新法附則第二十九條の規定の適用を受け
るものを除く。)に対して課する都市計画税について準用する。

(政令への委任)

第十七條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(改正)

第十八條 新法附則第十九條の三第一項の上欄に掲げる市街化区域農地以外の市街化区域農地及び同項の上欄に掲げる市街化
区域農地で新法附則第二十九條の五第一項の規定の適用があるものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、さらに課
税の適正化を図るため検討を加え、その結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用される必要な措
置が講ぜられるべきものとする。

(地方財政法の一部改正)

第十八條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第五号中「電気ガス税」の下に、「特別土地保有税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第十九條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項の表市町村の項中第十六号を第十七号とし、第八号から第十五号までを一号ずつ
繰り下げ、第七号の次に次のように加える。

一 特別土地保有税 前年度における特別土地保有税の課税標準額

第二十條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の規定は、昭和四十九年度分の
地方交付税から適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の
一部改正)

第二十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する
法律(昭和二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国 軍隊又はその公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊 の構成員等	電気ガス税
合衆国軍隊の構成員等による電気及びガスの使 用で合衆国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊 の構成員等	電気ガス税
合衆国軍隊が日本国において所有する土地又は その取得	合衆国軍隊	特別土地保 有税
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設 及び区域内において所有する土地又はその取得	軍人用販売 機関等	特別土地保 有税

に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十二條 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「から第三百四十九条の四まで」を、「第三百四十九条の三及び第三百四十九条の四」に改める。

附則第十五項中「第十八条第一項又は」を「第十八条第一項若しくは第八項、附則第十八条の二第一項又は」に、「の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同法附則第十八条第二項から第七項までに規定する前年度分の固定資産税の課税標準額に同法附則第十八条第一項の規定により当該宅地等に係る宅地等調整固定資産税額を算定する場合に用いられた負担調整率を乗じて得た額」を若しくは第八項又は附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける宅地等についてはこれらの規定に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額に改め、附則第十六項中「昭和四十七年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「又は営業路線の線路を増設する」を「営業路線の線路を増設し、又は政令で定める車庫を新設し、若しくは増設する」に改める。

第二十三條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号の規定中政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した同項に規定する構造物に関する部分は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された当該構造物について、昭和四十九年度分の市町村納付金から適用する。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 地方税法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二條を次のように改める。

第五十二條 削除

第二十五條 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二條第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日(同条第二項に規定する農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二條第三項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなつて日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十六條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項第六号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号 議案に関する報告書

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、住民負担および地方財政の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一 住民税については、引き続き、課税最低限の引上げ等の措置を講じ、住民負担の軽減をはかること。

二 固定資産税および都市計画税の負担の増加の実情にかんがみ、住宅用地とくに小規模住宅用地等については、税負担の軽減がはかられるよう検討すること。

三 市街化区域内の農地については、その実態にかんがみ、都市計画法に基づく生産緑地の制度を創設し、一般の農地と同様の税負担とするよう検討すること。

四 都市とくに大都市ならびにその周辺都市における財政需要の増高に対処するため、法人所得課税の強化等都市税源の充実に努めること。

五 地方道路財源とくに市町村の道路財源の充実に努めるため、必要な措置を講ずるよう努めること。

六 地方税にかかる租税特別措置については、できる限り整理するよう、引き続き検討すること。

七 特別土地保有税の創設は、土地対策の補完的なものであることにかんがみ、法人等の土地投機の規制を強化するとともに、地方団体による公共用地取得の拡大等総合的な対策を一層強化すること。右決議する。

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 無罪の裁判又はこれに準ずる裁判を受けた者が、未決の抑留、拘禁又は自由刑の執行等による身体拘束を受けた場合の補償金の日額の上限を二千二百円(現行千三百円)とする。

2 死刑の執行を受けた者が、再審又は非常上告等の手続において、無罪の裁判を受けた場合の補償金の最高額及び死刑の執行を受けたことによつて生じた財産上の損失額が証明された場合、その損失額に加算する補償金の額をいずれも五百万円(現行三百万円)とする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の改善を図るため、刑事補償法の規定による補償金の額を引き上げようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十八年四月二十四日

衆議院議長 中村 梅吉殿

法務委員長 中垣 國男

昭和四十八年四月二十四日 衆議院會議録第二十九号

衆議院會議録第二十七号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

七〇 三三 で企画 が企画

七四 四六 逼迫 逼迫

七四 一五五 要請 要望

七五 二六 現由 理由

七六 四六 になければ にしなければ

七九 二段二六行から三段二六行までの各行頭を一字下げる。

衆議院會議録第二十八号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

七五 一六 行頭を一字下げる。

七三 三六 中に、 中で、

七四 二〇 理想 理想

七五 二七 済経 経済

七八 二九 あります、 あります。

七六 二五 検査等 検定等

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)